

第八回 参議院地方行政委員会會議録第八号

昭和二十五年七月二十四日(月曜日)午前
十時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○地方税法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政委員会を開会いたします。

地方税法案を審議いたします。地方
税法案は一昨日衆議院におきまして一
部修正をして本院に送付をいたして参
りました。今日から本審査をお願いす
ることになりました。それで先ず衆議
院の修正意見に對しまして政府当局か
ら説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今原案と衆
議院の修正案との對照いたしましたも
のを印刷中のごさいます。もうおつ
つけお手許に差上げられると思ひます
が、一応この修正案の順序で簡単に修
正の趣旨を申し上げたいと存じます。

この目次のところの「二十五年」の
下に「及び二十六年」を加えましたの
は、事業税の「二十五年」において課
する事業税及び特別所得税」というと
ころに「二十六年」というふうになつ
入れるわけでございます。

それから七十條でございますが、こ
れは附加価値税の適用の始期を書いた
規定であります。これを二十七年の
一月一日からということ、実施を更
に一年延ばすということ、であります。
これは現在の原案は附加価値税につ
きまして経過規定としての特例を書い
ておるわけでございます。二十六年の

月一日の属する事業年度分の附加価値
税の算定の方法を書いてあるわけであ
りますが、これを二十七年の一月一日
の属する事業年度分の附加価値税の算
定の方法というふうに変更するわけ
でございます。そこでこの原案に對しま
しては、「(電気供給業及びガス供給業
に對する事業税の算定については、当
該年度開始の日から昭和二十五年八月
三十一日までの間における収入金額)」
という特例の規定を七十一條の六行目
のところに書入れておりますが、これ
を削るわけでございます。この理由は要
するに二十七年から附加価値税を始
めするの、二十六年に付しましては
このような事業税を継続して参り
ますもので、こういう特例規定が必要
がなくなるわけでございます。二十五年
度分につきまして後で事業税の章のと
ころにそれに相當する規定を入れるよ
うにいたしております。七十一條はそ
ういふ關係の修正でございます。

それから七十一條の第三項も同様今
申上げましたような趣旨で電気供給業
ガス供給業關係を削ります。後は年
度の關係を受けるわけでございます。
それから七十二條の修正でございます
が、これもやはり附加価値税の経過
規定でございます。二十六年の一月
一日から同年三月三十一日までの間と
いうのをそれ、二十七年というふう
に直すわけでございます。第二項も同様
の趣旨の訂正でございます。

それから七十三條でございますが、七
十三條は附加価値税の、個人の附加価
値税の特例に關する規定で、新たに事
業を起した者の例によつて、「附加価
値税に係る附加価値税を概算納付しな
ければならない。」これを二十六年度分
というのを二十七年度分に切替えるだ
けの關係でございます。

それから七十四條、これは附加価値
税の銀行業、運送業、倉庫業等に對す
る課税標準の特例の規定でございます
が、これは二十六年度分についてであ
ります。これを二十七年度分に改め
るわけでございます。

それから後ははずつと飛びまして、三
百四十九條の修正であります。これは
固定資産税の標準税率を、一・七と
ありますのを一・六にするわけであり
ます。これは将来のずつとの問題とし
てそういうふうに行くわけであり
ます。

それから三百五十條の方は二十五年
度の税率であります。これは百分の
一・七に、特に二十五年は固定税率
を取るといふことになつております
が、これを一・六にするという趣旨の
修正であります。それから三百五十條
であります。第二項の仮税率の決定
せられる他の方法は原案のものをその
まま取りまして、一・六にいたしまして
も尚五百二十億の収入は可能であると
いう衆議院の修正の御意見でありま
す。併しながら若し五百二十億を上
廻る、或いは下廻るという場合におい
ては一・六という税率を更にこれを調
整して変更する、こういう原則はその
まま残つてゐるわけでございます。

それから第六章の題目であります
が、これは目次のところで直したのと
同様な趣旨で事業税及び所得税は二十
六年度も取るという意味であります。
七百四十條の見出しのところは今の
趣旨で同様な訂正であります。二十五
年度分につきましては法人にあつては
云々というその年度を二十五年の
年度として捉えるかという規定ござ
います。二十六年度につきましても同
一趣旨の法人事業年度の「法人にあつ
ては昭和二十六年一月一日の属する事
業年度から昭和二十七年一月一日の属
する事業年度の直前の事業年度までの
間の事業年度分」を更に附け加える、
こういうだけの訂正であります。

それから七百四十四條の第一項で
ございますが、これは先程附加価値税の
経過規定のときにちよつと申上げまし
たが、事業税の課税標準であります
が、これを事業年度の年度を二十五年
度について押えておりますが、二十六年
度についても押え方を同じ趣旨で規定を
いたしたわけでありまして、そういうこ
れは年度關係のものだけ両方について
書きましたので少し複雑になつており
ますが、内容は二十六年の關係だけ
を附加したわけでありまして、同條の
第九項も所得の計算の方法を二十六年
度につきましても同様に規定したわけ
であります。

それから七百四十九條、そこが先程
申上げました附加価値税の経過規定の
部分がこちらの方に動いて来たわけ
でございます。その主たる内容は電気

供給業及びガス供給業の外形標準で取
ります収入金額の算定の方法をここ
に書いたわけでありまして、事業税中
の電気供給業、ガス供給業につきま
しては、本年度すでに高い税率で今日ま
で事業税を取つて来ております。即ち
外形標準の電気供給業、ガス供給業に
つきましては収入金額の百分の二とい
うのが基礎でございます。それに都市
計画關係の〇・四を加えました百分
の二・四というものを電気料金、ガス
料金にプラスいたしました。本年の一
月一日からずつと取つて来ておるわけ
であります。そこで本年度といたしま
しては本年の一月一日から実は料金を
税率が下つただけ下げて行かなければ
ならぬわけでございますが、この計算
といたしましては、一月一日から八月
三十一日まで百分の二・四で取りまし
ところの事業税の税額と、本年一月一日
から十二月三十一日まで下げました
ところの百分の一・六の税率で取りま
すところの税額とありまして全く同様
の額になるわけでありまして、言い換
えれば百分の二・四で一月一日から八
月三十一日までこの事業税を取りまし
ようと、九月一日から十二月三十一日
まではもう何も取らないでよろしい。
八月三十一日までで下げた税率で本年
度取るべき税額を皆取つてしまふ、こ
ういふ数字上の計算になるのでありま
す。そこで本年度の電気供給業、ガス
供給業に對する事業税の基礎になりま
す収入金額の算定の方法としては、一
月一日から八月三十一日までの収入金

額を基礎にいたしまして、それに百分の二・四という税率を掛けたもので計算をいたして行く、こういうふうにいふのであります。そういう原案を持つておつたのでありますが、その趣旨はこれでも變つておりませんので、ただ新たに第二項を附加せまして分り易く、訂正の年度関係の区分も出て参りますので、そこを分り易く書いていただけであります。それが七百四十九條の第一項の中から今の点を削りまして、そうして新たに第二項として附加せるように修正された点であります。これをちよつと讀んで見ますと「法人の行う電気供給業及びガス供給業に対する事業税のうち、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間の日の属する事業年度分については、前項の規定にかかわらず、その課税標準は、当該事業年度開始の日から同年八月三十一日までの間において収入すべき金額」と、これが本年度の分です。それから来年度分につきましては「昭和二十六年一月一日から当該事業年度終了の日までの間において収入すべき金額の合算額」とし、その標準税率は、その課税標準額のうち当該事業年度の初日から昭和二十五年八月三十一日までの間において収入すべき金額に係るものにあつては百分の二・四、二十六年一月一日から当該事業年度終了の日までの間において収入すべき金額に係るものにあつては百分の一・六とする」といふことであります。いま一度具体的に申し上げますと、例えば今年の三月から来年度の二月までが一つの事業年度の会社の例を考へてみますと、今年の三月一日から八月三十一日までの収入金額というのにつきましては百分

の二・四という税率で事業税を掛けなければならぬ、そして九月一日から十二月三十一日までの収入金額に対しては、何も税が掛からない、そして来年の一月一日から二月二十八日までの分につきましては百分の一・六、これが平常年度の外形標準事業に対する税率でございますが、これが動いていく、こういう修正でございます。実体的には原案と少しも變つておりませんが、そういうふうな明確にした次第でございます。

それから七百五十條であります、これは事業税の納期の問題であります。二十五年は九月及び十二月であり、二十六年は九月及び十二月であります、二十六年は経過的の措置が必要でございますので、従来の事業税の納期同様に八月、十一月というように附加せるようにしております。

それから七百七十七條であります、これは所得の押え方で、二十五年、六年度の分は二十五年年度中の所得、前年度の所得ということであり、それから第二項の方はやはり同様に業務を廃止した場合のことで、事業税の場合と同様であります。

それから同條第三項であります、これも事業税の場合と同様に、特別所得の業務を廃止した場合の二十六年度の規定を附加しております。

それから七百八十一條は、これは特別所得の納期でありまして、今これは事業税について申上げたと同じ趣旨であります。来年度は原則通り八月、十二月というふうなにしており、それから一番最後の附則の第一項であります、これは今の七百四十九條

を直しましたので、その関係の訂正であります。

それから今の電気ガス関係の事業において、その統制額が改訂されたときは、その改訂のときの属する事業年度分というのを二十五年だけでなく、二十六年も入つて参りましたので、当該年度分というふうな五年、六年それぞれひつつかかるようにしております。

大体以上のような点の修正でございます、要するに附加価値税を一年更に延期いたします関係の修正と、固定資産税の税率として標準税率を下すのと、それから二十五年の仮税率をやはり百分の一・六にする。この三点が主要な訂正の点であります。

○西郷吉之助君 今の政府の修正案に対する説明に対して、岡野國務大臣に伺いたいと思ひます。

最初の附加価値税を二ヶ年延期するという点でございますが、今後二ヶ年も延期する法案をこういう地方税法案の中に置いておくことは、実に法案として体裁が悪いと思ひます。二ヶ年後に実施するものならこの地方税法案に置いておく必要がないじやないか。これを一応外して置いた方がいいじやないか、こういうふうな意見も我々の会派にあるのですが、そういう点、たしかに二ヶ年も後に実施するその條文を現在依然としてこの中に入れて置くというところは、法文の建前から妙なものじやないか、必要なきに改めてこれを附せばいいじやないかということですが、それに対してどうお考えになりますか。

次の点は今度の第二点として修正された点ですが、結局今回一・六になりましたが、そうすると前議會において

最初に提案された政府の原案に対しては、この比率から行くと、〇・一五軽減したことになる。併しながら最初から、一・七五の際から総額は五百二十億というふうな政府では見積つておられるわけなんです、その点今度下げても五百二十億前後になるということになりまして、政府の總額の把握という点において、極めて大雑把な粗雑なものじやなかつたか、〇・一五下げても尙總額は把握できるということになると、随分その点が政府の最初の見込というものは大雑把で、十分な資料に基づいていないのじやないか。結局そういうふうなことになると思ひますが、そういうふうな点に対する政府の責任をどういうふうな考へておられるかという点を伺いたいと思ひます。

それから第三点として大臣に伺つて置きたいのは、例えば固定資産税の倍率の問題とかその他の諸点が前議會から国会の論議の的になつておつたのです、そういうふうな点が現在尙衆議院の修正案以外にも大分重要な点が残つておられるのですが、そういうふうな点に対して今後政府はどういうふうな態度を取つて行かれるのか、又この地方税法案のどういふ点について、今後政府としては若しこれが通るならば、どういふ点を十分地方財政委員会なんかで研究し、又近く来られるところのシャウブ博士と税法のどの点について重点的に交渉なさるのか、そういうふうな点を審議の参考上もう日もないので、段階的に近付くのですが、そういうふうな点、政府はどういふ点を今後十分研究し、調整すべきところは調整し、次の機会に修正するならば修正するとういうような点をどの点に置いて考へて

おられるか。シャウブ博士についてはどういふ点について重点的に交渉されるか。そういう点が非常にこれを賛成し反対する、どつちにとつてもこういうような点に、政府の考へ方がどういふところにあるかというところが非常に重要だと思ひます。又政府が今の点以外についてもどの程度の熱意を持つておられるかということが、我々がこれに対する賛否を決めます場合に非常に重要な点になるのですが、その点十分率直に意見を述べて頂きたい。

○國務大臣(岡野清濤君) 西郷委員の御質問にお答え申し上げます。一二三と三点ございしますが、今伺つておりますという、至極御尤もな御説でございます、大いに肯綮に當る点があるのでございます。

それにつきまして先ず第一点からお答えを申し上げます。延期を事実上二ヶ年延ばすことになるから、こういう税は体系上から除いて置いた方がいいのじやないか、こういうふうな御意見のようになりまして、御尤もな次第でございます。できるならば即刻やはり体系上実施したいと思ひますので、準備期間を申上げましたように、一つの案を出しましたときの理由でございます。その意味におきまして衆議院の方で修正が可決したのでございしますが、衆議院の方の御意向としまして、いよいよ準備期間はもう少し長く置いた方がいいのじやないかと、この半年で急に準備して又急に取るといふようなことも工合が悪いから、いつまでお延ばしになつたやうなことになるのであります、我々とい

うものはシャウブ勸告案の税調の主たる税の一つでございまして、あの体系を崩さずに行けというのが又勸告の一つの狙いでございまして、お延ばしになつて下さることは至極結構でございまして、この際体系を崩さずに行きたい。こう考えましてや、はり残して置くことにいたしてあります。

それから第二点の一・六で、最初の一・七五から比べると一・〇・一五の税率の低下ということになるが、それに対して政府はそうしてもやはり五百二十億の数字が得られるのでは、大雑把な数字じゃないかという御意見でございまして、これも至極御尤もなお話でございまして、ただ提案理由にも申述べましたように、前国会以来この償却資産あたりにつきまして、いろいろ評価の方法で沢山取れるのじやないかという御意見が多数にあつたように、私伺つております。その意味におきまして、又もう一つは遺憾ながら日本の統計資料といたしましては、我々は最善の統計資料を採用して作つたものではございまして、その統計資料が十分的確に行くといいわけに参りませんので、この前の議会で御意見がありましたように、政府ではこのくらい取れるだろうと思つておりますけれどもやはり多過ぎる、沢山取れ過ぎるという御意見があつたのであります。そして提案の理由に申上げましたように、上廻つたときも予想しておるわけでありまして、今度の御修正は恐らく上廻るということが十分認められるから、それでそれなら初めから税率を一・六くらいにして置いた方がいいのじやないか、こういうような御意見

で御修正になつたのであります。でございまして政府として成る程確信がないと仰せられますと、それに対しては言うことはございせんけれども、併し何分にも先程申上げましたように、統計資料が、日本において一番いい統計を全部収集しまして作り出したものが、皆様方の御意見によりましていうと多過ぎるという御意見でございまして、政府といたしましては初めから予定いたしておりましたように上廻るかも知れない。併し上廻つても大体この税率で上廻りますことをお認めになるならばやつて行く、こういうような勘定になつております。

それからその他いろいろ倍率の点とか、今後重要な点が残つておるが、これをどうするかという御意見でございまして、これは内輪な話でございまして、先般村上さんが関係方面にお出ましになりました、そういう点もいろいろ関係方面に対してお話になつておつたようでありまして、関係方面におきましても、それはそういうこともあるだろう、けれども今の段階としてはこれでやつて置いて、そうしてそういうようなことは十分専門家の意見を一つ国会なり政府で申出て、そうして将来においてそれを是正して行くというふうにして行つたらいじやないか、こういうお話がございまして、村山さんもそれを喜んで御了承になつたようなことを私立会いまして伺つております。でございまして、これから実施しました上で倍率の点とか何とか、もつと重要な点もございまして、それは将来の問題に残しまして、この際はこれで行きたい。又政府が今後どういう態度で臨むかという御質疑

でございまして、我々もいたしましては只今の案としましては一応整つたと思つております。けれども重要な点がない、御議論がございまして、この国会においても伺つておりますし、又将来御研究の結果いろいろなことが出て来ると思ひますが、それにつきましてはできるだけ多くの御意見を拜聴いたしまして、政府としてできるだけの努力をして、政府としてできる思に副うように将来改正を期するといふ方向に進んで行きたいと思つております。御了承願ひます。

〇西郷吉之助君 この点はそれで分りますが、今度の修正におきまして、問題の税目のうち附加価値税は一応先に延ばされたが、次には固定資産税の問題でございまして、固定資産税の点も今度の修正で修正されたので、先般来連合委員会等におきまして、固定資産税につきましては、倍率その他についていろいろ熱心なる質疑がありまして、その点につきまして一つ伺いたいと思ひます。固定資産税のうち、償却資産というものの課税が非常に大きな問題として国民の視聽を集めておるのですが、今回の地方税において政府はその償却資産につきましては、仮に決定した額に対して一応納付させて、その後正式に償却資産の価額を決定した後それに調整を行うというふうな、非常に慎重な、又思ひやりのある方策を採つておられますが、固定資産税のうち償却資産を除いた他の部分については、そういうふうな点がたつておりませんが、償却資産その他については同様なことがありまして非常に私にはよいのではないかと。高過ぎた場合には償却資産の場合と同じように還付するとか、いろいろの点がここにあるのですが、そういうふうな同様の措置を償却資産以外にもなされると非常にいいと思うのですが、そういう点がこれにはなされておられません。この点についてどう考えておられるかという点を重ねて伺いたいと思ひます。

〇西郷吉之助君 今の政府の説明ですが、少し私の言ひのを取違えておられると思うのだが、償却資産に対しては倍率は分つていりますが、倍率でないで償却資産に対する固定資産税は償却資産の価額を決定して納めさせるけれども、その後においてこれを正式に決定した後税額を再計算してその差額を二十六年十二月中に納付させたり還付したり、或いは充当するといふことが書いてある、その点を伺つたので、倍率の点を伺つたのではない。その点はもう一度伺ひます。

〇西郷吉之助君 〇答へ申上げます。あれは償却資産ばかりでなく、固定資産にもかかつておりまして、来年の一月中にいろいろ研究しております。そして調整をすることになつております。詳しい手続のことについては事務官から申上げます。

〇政府委員(鈴木俊一君) 倍率の点でございまして、二十五年におきましては九百倍の倍率をそのまま用いて、土地家屋につきましてはこれが確定的な課税の基準になるわけでございまして、二十六年度につきましては一期二期三期までは一応土地家屋につきまして九百倍をいたしたものを仮の課税標準といたしまして、税率を掛けて取りまして、最終の納期の際におきましては、来年の九月三十日まで土地家屋に対しては地価を算定いたしましたに究極的に価額を決定いたしましたので、その客観的な価額を基礎にいたしまして、税率を掛けて清算する、こういう建前にいたしております。

〇西郷吉之助君 今の政府の説明ですが、少し私の言ひのを取違えておられると思うのだが、償却資産に対しては倍率は分つていりますが、倍率でないで償却資産に対する固定資産税は償却資産の価額を決定して納めさせるけれども、その後においてこれを正式に決定した後税額を再計算してその差額を二十六年十二月中に納付させたり還付したり、或いは充当するといふことが書いてある、その点を伺つたので、倍率の点を伺つたのではない。その点はもう一度伺ひます。

〇政府委員(鈴木俊一君) 二十五年年度の償却資産につきましては只今お話のごとく一応非常に時期も遅れますので、簡便な価額の決定の方法を考えまして、この点は減価償却の基礎になります帳簿価額なり、或いは再評価をいたしましたものの再評価額なりを見積りをやらない場合におきましては見積額、こういうふうなものを一応目途にいたしまして、若しもそういうふうなものが、再評価の限度額の七〇％以上であります場合にございましては、そういうものを一応とりまして、大体それによつて価額を決めるわけであります。併しこれが百分の七〇以下でございしますならば、限度額の百分の七〇というところを掛けて、償却資産の価額を仮に決定するためこの百分の七〇という限度額の基礎につきましては、陳腐化等の関係も考慮いたしておりますが、更に百分の七〇で押えますこと、遊休未稼働資産等につきましては、これを緩和する途も開いておるわけでございまして、いすれにいたしてもこういうふうな或いは帳簿価額、或いは再評価額、或いは見積額というふうなもの、百分の七〇以上でございしますればそれを大体押えるというふうな簡便な方法を以て今年度は価額を仮決定いたしましたので、来年の九月三十日まで新たに価額を測定いたしましたので、その時価によつて各償却資産の価額を最

終的に決定したのであります。それが二十五年度の最終的な償却資産の課税標準となるわけでございます。それに確定いたしました税率を掛けまして来年の十二月に清算をし、取過ぎであったらば還付し、足らなければ更に徴収するというような建前にいたしておるわけであります。

○西郷吉之助君 その点はこの程度にいたしますが、更に倍率の点は、東京みだいな大都会と、九州の果ての小さな村の倍率とが同じであるということには非常に妙なことであつて、シャウプ博士が見えた際には、大臣もこういうふうにならざるを得ないというものが如何に妥当性を欠いておるか。而も日本の現状からいって、九州の田舎と東京と同じような倍率にするということとは、ちよつと素人が考へてもおかしいのであつて、そういう点はもつとその間に段階をつけるとかいろいろのものを今後考へて頂くべきだと存じておるのです。次に市町村民税について均等割が最低四百円ということに今度なつておりますが、例えば小さい田舎に行きますと、非常に困窮者が多いので、最低五十円ぐらいを頭にしておるのが現状なんです。今度最低四百円ということになりますと、非常に町村なんかでも納められない人が多のに、四百円も取るということは事実上不可能で、誠に困ることができると思へます。そういう点も併せて今後考へて頂きたい。現在そういうふうには拂えない人が四百円も取られるという状態は、甚だ現状を無視したような状態であるというように思へますが、この二点を伺つて置きます。

○國務大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。倍率の点でございしますが、あれはシャウプ勸告に一千倍というところに勧告されておるのでございしますが、政府といたしましては、只今西郷さんのおつしやつたような低い御意見がございまして、最も低いのが五百倍ぐらいがいいのではないかと、それが中間におきまして七百倍ぐらいがいいのではないかと、こういうような御意見もありました。いろいろ御意見も出たのでございしますが、何にいたせ最初これを実施に移しますスタートとして、やはりあの勸告の趣旨に副うて一応それでやつていいじゃないか、こういうふうなことで笑は九百倍という数字になつたのであります。併し将来シャウプさんのおいでになりまして、又我々としてでもできるだけの研究をいたしまして、そういう方面の皆様の御議論のあるところを、できるだけ尊重いたしまして、そして御趣旨に副うように我々は努力いたしたい、こう存じております。

それから市町村民税でございますが、仰せの通り、今までの市町村民税と比べますと、今までの市町村民税と比べますと、相当高くなつておることは事実でございます。而もたゞびたが申上げますように、税を拂う点におきまして、やはり国税も地方税も拂う人は一人である。同じ懐から出るのであるから、国税の方において減税をしておりまして、国税の減税と、即ち国税と地方税を合すればこの欠陥を除ける、こういうような政府の見込でこの市町村民税をこういうふうにしたわけでございします。

それからもう一点は、大きな方針といたしまして、地方自治団体がこれから徴税をする。その納税が今までは一体自分の出しておる税金が何に使われおるか分らなかつたのであります。が、こういうような非常に廻りくどい方法で税金が取られて使われるようになったのでございしますけれども、今後は市町村民税は市町村に、自分の出したものがどういふふうに使われて行くか、即ち身近に自分の出したものが、どういふ点に使われて行くかといううな興味を持たせると同時に、又本當に自分の出したものが自分達の共同生活に非常に役立つものである、こういうふうなことを自覚させるという意味において、市町村民税なんというものは一番これはいいのじやないかというふうな気持ちを持つておりまして、只今ふりかへて考へております。でございしますから先程仰せになりましたように、成る程市町村民税だけを旧法新法を比べますと、相当高い税率になつておりましたけれども、併し国税地方税を総合しました点におきましては、減税になつておる、こういう点で我々はまあ地方自治団体のためにはいいのじやないかと、こう考へております。

○西郷吉之助君 もう一点お伺いしたいのは、國務大臣は、倍率の点はシャウプ・ミツシヨンは千倍であつたけれども、これが政府原案では九百倍だからというふうなことを非常に頭にこびりつけている、言われませんが、シャウプ・ミツシヨンの「こういふ数字は、無論その点は考え方でしょうけれども、私は賛成できないのです」といふのは、我が国の長い戦争において非常に困つたのみならず、その後戦災、資金資産の凍結、その後のインフレということで例えば我々の九州の田舎を考へましても、戦後今日の方が困窮者が実際に殖えておるのであります。こ

ういふような事情があるもので、これは都会においても言えると思へますが、そういう点を考へないからであります。第一に千倍にしたり、九百倍にしたりすることは如何に現実と不適当であるかという点は何人もそれは分るのであつて、それは全般を一千倍にするがごときは実際に納められない人が続出するのです。これは市町村民税においても同じことが言えるので、私の今申上げたのは、三つの点から戦前に比べて困窮者が殖えておるのであるからその思ふので、そういう一律に倍率を掛けて見たり、それから五十円しか納められないものをいきなり四百円を課して見ても、取れないものを課するということとは税率というこの本旨に反すると思ふのです。そういうことはやはりシャウプ・ミツシヨンの短期になつたので非常に間違つたことだからというふうな決定を出されたのかも知れない、一度決めたからといってそれに拘泥すべきものじやないと思へます。ですからそういう点は予算的にこ

考えるわけでありすが、政府は提案されました当初のように、依然として附加価値税が正しいものであるが、国会の決議であるから仕方がないというふうにおとりでありますか。この点についてお伺いいたしたいのであります。

○政府委員(小野哲吉) お答え申し上げます。只今中田さんがシャープ税制報告書を御検討の結果による御意見を伺ったのでございすが、お説のようにシャープ税制報告書の今回の税制体系は有機的な関連性を持ち、且つ国税との関係において立案されたものと承知いたしておるのであります。今回衆議院におきまして、更に附加価値税の一年延期を修正されまして可決を見たのでございすが、この点につきましては、我々としては附加価値税は依然として税体系をいたしましては適當なものであるという考えには変わりはないのであります。併しながら国会において御修正に相成りました限りにおいて、昭和二十七年から附加価値税を実施するものとして、その間における暫定的な措置をいたしましては、止むを得ざるものと考えておるのであります。

○政府委員(小野哲吉) お答え申し上げます。政府として訂正を加えました点につきましては、かねて御承知の通りに附加価値税の考え方を或る程度その課税標準、課税対象の点につきまして取り入れて考えておることは御了承の通りでございます。以上のような関係で、政府といたしましては、將來附加価値税が実施されることを予想いたしまして、意見を変えておりませんし、又国といたしましては、この考え方でこの法律案の中に附加価値税の條章を織込んでおる、かように御了承を願いたいのであります。

○中田吉雄君 只今の御説明で政府の方の御意図はよく分るわけでありすが、とにかく我がが報告案から見まして、国税でまあ法人の方を軽くして、そうして事業税でもこれまでずっと輕かつたのを、附加価値税に改めて、不当に法人が擁護されて弱中小企業が圧迫されるということとをまあ是正しておつたわけでありすが、それができんようになつたことは、特に中小企業から成立しますところの農山漁村や、中小企業を中心にした小さい府県の財政を、相当圧迫すると思つてあります。まあ客観情勢からいまして、衆議院を通つた案は、参議院で通過いたしました。法として実施されると思つてありますが、これにつきまして、シャープ博士も近くおいでになるといふことでありますが、それを実施いたしまして、中小企業が必要以上に圧迫されるというようないふから来るこの中小企業の危機を救うために、来る国会に何らかの準備をされるようなことは、まだ予想されないのですか。

○政府委員(小野哲吉) お答え申し上げます。只今お話がございすように、中小企業と申しますか、法人と個人の税負担の均衡化の問題があるかと思つたのであります。従いまして政府のとりました事業税及び特別所得税の暫定措置におきましても、これらの点を或る程度許される限度において考慮いたしまして、農業林業はこれを非課税の対象にする。或いは又第二種事業におきましては、主として自家労力を用いて行いますような場合におきまして

も、能う限り非課税の方法を考えておるようなわけでありすが、この法律案が成立いたしました以後において、徴税の実際、或いは中小企業者の実態等に考え合せまして、更に是正すべき点が発見されますような場合におきましては、十分にこれらの点につきまして研究いたしまして、今後の処置を考えて参りたい、研究をいたしたいと考えております。

○中田吉雄君 平衡交付金との関係であります。先に申されたように政府で改正して参議院に送られた案が、参議院で通過して、それが実施される場合には、中小企業、特に個人企業から成つていますところは、政府から大体これくらいは徴税できると、まあ各府県に割当てられて、それでまあ平衡交付金の配付になる財政収入といふものは大体予定されるわけでありすが、法人組織の少い、個人企業から成つておりますようなところにおきましては、現在の中小企業の危機の状況からいまして、到底これまでのような政府が各府県で予定されたような事業税収入といふものは、なか／＼入りにくいのではないかと思つてあります。

○政府委員(小野哲吉) お答え申し上げます。従つてそういう際には、財政需要と財政収入との関係から平衡交付金の配付について特別の考慮を拂つて頂かんと、この改正法案から来る弊害といふものが是正されないと思つたのです。如何でありますか。

○政府委員(小野哲吉) お答えいたします。只今お話のございましたように、地方財政平衡交付金の運用の基本的な原則は、各地方団体における基準財政需要額と基準財政収入額との差額について勘案いたしまして、これに按

分して交付する、こういう建前になつておるのは御承知の通りでございす。この点につきましては、地方財政平衡交付金の規定に基きまして、地方財政需要額は、全国における各地方団体から、財政需要の算定をいたします。場合における基礎的な資料を収集いたしまして、これに基きまして算定をいたします。同時に、これ又地方財政平衡交付金にありま規定に基きまして、地方財政基準税率を算定いたしまして、これを見合つての差額に相成るのでございす。従いまして今後における地方財政の推移なり、或いは地方財政の需要の変更等と考え併せまして、地方財政平衡交付金の交付金額を決定する場合において、善処して参りたいと考えております。

○中田吉雄君 只今の御説明で分つたんですが、その財政収入の把握の際に、特に個人企業や弱小法人組織から成る場合には、特別な配慮をして頂かんと、まあ今度の改正法案から来る弊害が救えないではないかと、こういうことを申上げたのであります。

○政府委員(小野哲吉) 御指摘のよう今回の税制改革によりまして、道府県と市町村とはそれ／＼独立の税目を與えられることになりまして、従来税制に基く地方財政の運営にいろいろと変化を與えることと考えております。従いまして只今御指摘のように農村、山村の多い道府県等におきましては、財政需要なり、或いは財政収入は、相当の変化があるものと考えておりますので、これに対処する地方財政平衡交付金の算定に當つて参りたいと思つております。

○石川清一君 只今の質問も同じように質問いたしたいと思つておりましたが、今度の地方税法のこれを補強するものが平衡交付金制度でありす。この十五條の中には、基準財政収入と基準財政需要額とを計算をしまして、その超過額に平衡交付金が支給される。その税率はこの法のここにありま率であります。この百分の七〇に該当しなければ平衡交付金を交付されぬ、こういうふうになつておりますが、政府のとりました今度の固定資産の賦課率が前国会には一・七五であつて、今回は一・六になりましたが、こういうふうな政府のとりました数字に信頼しないといふのが府県並びに町村だと思つてあります。こ

ういふような形の中で中央政府のとりまします資料を何と言いますか、信用しないといふような府県、市町村の考えでは、恐らく政府と同じような形で今度の税率、或いは客体の幅み方、比率といふものが組まれるといふことが予想されるのであります。この場合に先程御質問ありましたような近代化された産業都市と、原始産業の町村、或いは原始産業の府県、こういうようなものを現在の附加価値税の大体賦課額でカバーして行くといふのであれば、實際的に附加価値税を課したと変らんとすることになるのであります。こ

ういふようなことを強行するのであれば、恐らく議會を解散してまでもこの附加価値税を通すべきではないか、こ

ういふように考えておりますが、政府の真意は一体どこにあるのかお伺いいたします。

○政府委員(小野哲吉) お答え申し上げます。政府といたしましては、御承知

第三部 地方行政委員会會議録第八号 昭和二十五年七月二十四日 【参議院】

のごとく附加価値税が適当であるという考え方を持っておりますことは、先程来御説明申上げた通りでございます。今回の政府の訂正によりまして、特に固定資産税の運用に当りまして、七百五十條のような規定を入れまして、ゆえんは、償却資産の収入見込というものは、土地や家屋程には、実は客観的には明確ではないのでございます。そういう意味合いにおきまして、五百二十億を基礎といたします弾力のある規定、形式を取るということにつきましては何ら変更はないのでございます。

方法を採ることになつたような次第でございまして、先程中田さんからの御質問にお答え申しましたように、各地方団体から提出いたしました資料に基いて算定することになりますので、客観的な算定の標準に基いて彈き出されました財政需要額と、又地方財政平衡交付金において定められました規定による地方の基準の財政収入額をお互いに見合つてやりますことが公平な措置ではないか、と同時に調整の目的も達し得るのではないかと考えております。

○石川清一君　その場合には五百二十

いたしまして、了承はいたして参りたいという考えを持つておるのでございます。尙只今具体的に農村を主体とする道府県の税収額、或いは市町村におきましても種々地方財政平衡交付金の基準財政需要額を算定する場合に凸凹ができて来るのではないか、この場合においての調整の問題が起つて来ることは御指摘の通りであります。その場合において、地方財政平衡交付金法の第十五條によりまして、政府が考へております基準地方財政収入額を算定する基礎といたしましては、この法律案にもございますように、標準税率を目安といたすのでございますが、実際の

億、或いは一千九百八億四千七百万円という地方総収入は仮に曲げないとしても、賦課されるところの小企業、いわゆる自家努力を中心とする小企業と、近代産業に資本を投じているところの資本家との間の開きは、これを何を以てカバーすることが出来ますか。

町村の財政の面は一応カバー出来ますけれども、事業税と附加価値税、附加価値税の方が適当なんだという考えは、町村の財政或いは府県の財政の關係では了承できても、これを負担する、担税する国民の食糧、差額といふものは、何をどの程度を以てカバーできるか、お尋ねいたします。

算定に当りましては、その間に多少のゆとりを存することが地方財政の計画的な運営から申しまして必要であるという見地から、基準税率というものを地方財政平衡交付金の中に設けて、これがいわゆる七〇％に該当するわけでございますが、そういう方法を採用することによつて、その間に調整を図ることが適當である、こういう考えから只今御指摘になりましたような

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。只今の御意見は誠に御尤もでございます。いまして、政府におきまして、この訂正を行います場合に種々検討を加えて参つたであります。併しなから事業税並びに特別所得税を存置するものとして、暫定的な措置を講ずる場合におきましては、止むを得ない欠点ではなからうかと思うのでございます。これは尙將來この税法を実施いた

しました以後において、これらの点は実績に徴して更に研究を加え、調節を図るような措置を考えて参りたいと考えております。

○小笠原二三男君　只今の中田君以下の質問に關連してたつた一つお聴きたい。来年はともかくとして、これが本年実施になつたとしても、市町村税において固定資産税の最終的な決定が来年の二月なら二月に越されて行く、そういうことになつて最終的に財政需要に鑑みて地方財政平衡交付金を決定して渡してしまふ時期はいつになるのですか。

○政府委員(小野哲君) 答へ申上げ

ます。御承知のように地方財政平衡交付金の交付の時期につきましては、地方財政平衡交付金法に規定されておりました。道府県と市町村において大体似たような時期でございますが、幾分遅れているところもあるのであります。今回は地方税法案の不成立に伴ひまして、すでに四月は暫定措置法に基づいて概算交付をいたし、その後第一、四半期並びに第二・四半期につきましては、それ〴〵地方財政平衡交付金の規定に基きまして特別な事情があるものとして地方財政委員会において規則を設けてやつて参つたのであります。

第三、四半期以降におきましても只今申しましたように、地方財政平衡交付金において定められております時期に応じてこれを交付して参る、こういう考え方を持っている次第であります。

○小笠原二三男君 その形式上のことは分るのですが、本年は飽くまでも第一年度のために暫定的な地方税収というものが、途中の四半期四半期ごとの行われて行くわけで、最終的な調整を

して、取るものは取り、興えるものは興えるということで、始末のつくのはいつかということであります。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げ

ます。地方財政平衡交付金の交付の時期につきましては、最終の時期は普通交付金につきましては、本年度につきましては本年の十二月でございます。

○小笠原二三男君　それで地方の新しい稲の徴収見込額というものの間で、調整がそれで終つてしまうのですか。

○政府委員（小野哲君）　地方財政平衡交付金の運営につきましては、この平

衡交付金の交付金は、普通交付金と特

別交付金と二つに分れておりまして私が申しましたのは本年の十二月において普通交付金の交付が最終的に決定されるわけであります。特別交付金につきましては来年の二月に、その後の財政需要等と勘案いたしまして交付をする。その特別交付金の交付の時期が終りまして財政調整の最後の措置が終ることになるわけであります。

○小笠原二三男君　その最終的な年度のお終いになって、地方の見込違いというような関係で歳入欠陥が出る、それを調整する。併しながら欠陥は欠陥でも国家の金を使つて行かなくちやない

らん、こういう場合においては、地主自治の市町村自体でそれを賄つて置くという恰好になるわけなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御心配にたりますこと誠に御尤もでございます。それで本年度はやはり経過的な措置とらざるを得ないと考えておるのであります。原則的には各地方団体の交付金類は八月三十一日まで決定しなければならぬことになつておりま

す。併しながらやはり本決定をその間にするということは非常に見込違いで誤差が生じて参るのであります。従つてやはり假決定の方式を取りたい。更

に十二月になりますと、償却資産であります。償却限度額が、大体の再評価額、或いは再評価額の限度額が出て参りますので、これをもう一遍報告を取りまして十二月に報告が集まるまででありましょうから一月中旬に正式に決定をしたい、こういう考え方を持っています。

○石川清一君　只今説明を受けましたように、附加価値額の二ヶ年延期というものは、究極において小企業者の負担を減らす、負担は非常に重くつづいて

に陥るといふ傾向が非常に強いのである。

まして論議されたところでありまして、附加価値税に反対をされた大きな原因は、附加価値税の中の大半を雇用資金にもつておる事業体、更に新聞事業、農業協同組合、或いは水産協同組合という一連の協同組合關係の事業体が非課税を主張しておりました。この三つに私は盡きておる様に聞いておりました。政府の説明には何らそれと云うような点が含まれておらず、ことゝいうような論議された点は、仮に今やアボ只今の場合において、若しシャウア博士が来たときにこの点を十分論議を止

る。或いは折衝をするという片鱗が有
えなかつたのですが、これは全然お考
えはないのですか、この点を伺い
たします。

○政府委員(小野哲君) お答え申上
ます。事業税と附加価値税との比較
問題につきましては、岡野大臣の提
の理由の説明の際に申上げました次
でございまして、従いまして今御指
になりましたような業種につきまし

は、附加価値税の実施によりまして相
当負担が重くなる、併しながら我々の
考え方としては、現行の税法
によりまして、個人と法人との負担割
合は大体個人が九割くらい、法人が一
割くらい、こういうふうな計算が出る
わけでありまして、若し附加価値税を
施行する場合におきましては法人が六
割くらい、個人が四割くらいというこ
とで、只今御指摘になりましたような
皺寄せは出て参りますけれども、結果
におきましては法人、個人相互間の負
担の均衡が取り得る、こういう見込を
持つておつた次第でございます。従い
まして今回の訂正並びに衆議院の御修
正に基きまして事業税を更に存続いた
しました場合におきましては、事業税
における欠陥を直ちに完全にこれを除
去するということは困難であらうかと
思うのでありますが、先程から御説明
いたしましたように農業、林業、その他
自家労働によるものについては非課
税にするという附加価値税の精神はこ
れを織込んで行くようにいたしまし
て、能う限りの調整は図るようになら
しておるような次第であります。併し
ながら将来の問題につきましては、御
説の通りシャープ博士もおいでになり
ますし、尙論議の機会もございますの
で、尙その際に十分に御意見を拝承い
たしまして研究をいたして参りたいと
考えております。

○石川清一君 大体お伺いしたので分
るのですが、いろいろ論議は聴くけ
れども、究極において大衆課税に、い
わゆる勤労者、或いは農民という階級
に課税が最後のにおいては負担をする
のが法の精神だという考え方でおられ

ますかどうか、これをお伺いいたしま
す。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げ
ます。今回の税制の改革が国民負担の
均衡化を図つて行くというところに狙
いがございまして、これは御承知の通りで
ございまして、我々もいたしまして
は、従前に農民その他大衆課税の趣旨
を以てこの税制を改革しようという趣
旨ではないのでございまして、ただ暫定
経過的なときにおきまして、只今御指
摘になりましたような点が起り得るか
と思うのでありますが、これは将来の
研究に俟ちたいと考えております。

○鈴木直人君 他の委員からもお聴き
して答弁があつたと思いますが、先程
の一般平衡交付金の暫定拂いをして行
つておるわけでありまして、これは地
方財政が現在収入が足りないために
、それを税収入の代りに補填をして
行つておるという一つの方法として今
暫定拂いをしておる。ところが最終調
整をした後にその暫定拂いをしたもの
が交付超過した、例えば税が非常に多
く取れるというような市町村において
は平衡交付金が殆んど行かない。一般
平衡交付金が交付されないというよう
なことがあり得るわけでありまして、
これも、現在のところは税を取ることが
できないために、その市町村は預金部
資金は勿論でありまして、この平
衡交付金によつて一時凌いでいるとい
う場合に、そういういわゆる平衡交付
金を貰うところの資格のない町村に今
やつておるのじやないかと思う。その
際にその過拂分に対してはどういうふ
うな措置をとられるのか、それをお聴
きしたい。

○政府委員(小野哲君) お答え申上げ
ます。鈴木さんがおつしやいましたよ
うに余計に取過ぎておる、或いは交付
いたしておる、こういう場合は、暫定
措置の建前から行つて生ずることは想
像に難くないのであります。従いまし
てさような場合におきましては、税収
入額との関連において考えなければな
らん問題でありますので、取過ぎた地
方団体からは返して貰う、こういう措
置をとりたいと思つております。

○鈴木直人君 最終決定後において調
整をした結果、平衡交付金を多く交付
を受けているという市町村からは返し
て貰うという措置がとられることにな
るといふ答弁であります、その際に
は勿論利子の関係とか、それは何もの
ないといふことになつておるのですが、
一方において預金部資金を借りてい
る場合においては、これは利子を拂わな
ければならぬ。これは当然国家が負担
することになると思ひますが、平衡交
付金についてもそれに対する利子は借
入れて行くといふ形でなくして、返し
てやるという形になつておるのです
が、その点は……。

○政府委員(小野哲君) お答えいたし
ます。短期融資につきましては御承知
のように利息の負担の問題がございま
す。これにつきましてはすでに御説明
申上げましたように、政府は何らか適
当な財源の措置を講ずる考えでござい
ます。地方財政平衡交付金につきま
しては、国の支出金でございまして、利
息の問題は起らないと考えておりま
す。

○中田吉雄君 国と府県市町村の会計
年度の問題ですが、各府県とも或いは
市町村とも平衡交付金に依存する度合
が非常に多いわけでありまして、そして

その平衡交付金の総額が決まりますの
は早くて三月の末日なんです。本年度
のように四月に繰越される場合もある
。ところが市町村にいたしましては
も、府県にいたしましては、やはりそ
のときに予算を編成するわけなんです
。そこで各府県とも市町村とも平衡
交付金に依存する度合が非常に多いわ
けであります、一体幾ら貰えるか分
らない。大体前年度で推定もできるの
ですが、そういう意味で現在年度の初
めにしつかりした一年の予算が組めな
い。本当の意味の予算になつていない
わけなんです。一年間を予定して年度の初
めに組むというのが予算なんです、
そういう点で会計年度を何とか調整す
るようなことをお考えにはなりません
か。国と府県の……。

○政府委員(小野哲君) 只今中田さん
から言われましたように、根本的な問
題として国と地方団体の会計年度を変
えて調節をして行くということも一つ
の方法であらうと存ずるのでございま
すが、私共の考えております措置と
いたしましては、新年度の初めににお
きまして各地方団体が歳計現金に相当困
難を生ずることが予想いたされますの
で、従いまして地方財政平衡交付金法
の規定によつて、成規の手続によつて
これを交付する以前におきまして、大
体において前拂の措置を講じまして、
歳計現金不足の場合の困難に対処する
ように地方財政平衡交付金法において
考へておる次第でございまして……。

○中田吉雄君 そのことは分るのです
が、大体府県にいたしましては来年度
の予算を今年度の十二月頃から一月頃
にかけて編成するわけですが、そうい
たしますと、實際予定がつかんわけな
らぬです。その問題ですが、予定がつか
んからずと年度の終りに本当の意味
での追加々々で行くわけなんです、
その辺を何とかもう少し調整が……政
府では、大体来年度はどのくらい平衡
交付金をやるということをや予算編成期
に通達されるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 会計年度の
問題につきましては、一応地方団体は
国の会計年度と同じものを抑えてい
るわけですが、地方自治の本当
の建前から申しますならば、会計年
度を国と地方とが必ず一つにしなけれ
ばならぬという理屈はないわけであり
ます。ただ現在の体制におきまして
は、国から各種の補助金或いは交付金
等の交付がございまして、国の予
算なりその他が確定をいたしましたか
ら地方予算の編成期に入るのが適当で
はないかというふうな御論もあると存
じます、やはりいろいろの会計年
度、国の会計年度と一緒になつており
ます、ことに利益というところもあ
るわけがございまして、従来から会計
年度を府県市町村一つにしておりま
すので、政府としてはその案をそのま
ま踏襲して行くような次第でございま
す、今後は更に研究を重ねて参り
たいと考えております。

○中田吉雄君 大体二十六年度の予算
を編成するときには、これの補助
金をやるということ、平衡交付金が出
るだらうというところ、今年度なり
来年度の初めにいつ頃各府県には……。

○政府委員(鈴木俊一君) 本年度は、
例えば収入額の算定等につきまして
は、今の償却資産その他の面倒な問題
がございまして、把握が困難で
あり、従つて先程財政課長から申上げ

ましたように、八月三十一日までで交付金の額を決定するという原則を若干変更いたしました。今の償却資産なり或いは固定資産の確定率の改訂の時期等と睨み合せて、来年の一月頃まで本決定をするということで、一応仮決定という段階を経るというふうにしたかどうかということは今財政委員会でも研究中であります。これは本年度は平衡交付金法の中にそういうふうな時期について特に変更ができる、そういう規定がございいますから、そういうふうな趣旨で今研究中でございします。来年度以降の問題にしましては、短期融資は本年度を超過いたしましたれば大体はつきりいたして参ります。各単位の地方団体におきましても、需要額にいたしましても、収入額にいたしましても一応把握の目度がついて参る、かように考えております。

○鈴木直人君 先程の問題に関連しまして非常に心配の点がありますので、一応お聞きしたいと思ひます。が、短期融資につきましては、これは融資であるから市町村におきましては返さなければならぬということを前提として借りておる。利子の問題は別としてそういう建前から借りておる。ところが一般平衡交付金は国から交付されるのだという建前のものであるからして、一度暫定的な前拂のようなことで交付されたとしても、その分については返す必要はないのだ、或いは返したくない、或いは又返すということになると市町村民から、あの町村長は、返さねばならぬものだから返された、返さねばならぬものだから返さねばならぬものだから返す必要が

なかつたというふうなことになる。たゞ、実際の事情は一度交付金という形において前拂という名前であつても、交付した限りにおいてはそれを取るといふことは困難だと私は思ふのです。そこで現在の一般平衡交付金というものは短期融資のような性質のものであつて、これは暫定的や一時的な措置策なのであるからして、最終的に調整した場合に、これは当然返さなければならぬ部分があるということが一体全国の市町村に対して今徹底しておるか。どういふふうなことにして平衡交付金というものを、そういう趣旨を徹底しつつ現在仮交付しておるのかという点を念のためにお聞きして置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 暫定交付金としてあります平衡交付金の還付の問題でございします。これは只今のところといたしましては、どの程度一体該当の地方団体があるかという点と見当が付きかねるのでございします。が、そう非常に多いものとは私共考へておりません。大体現在までには六割程度の交付でございしますから、多くは最終交付の際におきまして調整できるとは存するのでございします。只今御指摘のような地方団体があるかという点におきましては、これを返して貰うということが当然でもございします。例の暫定交付の中にはその趣旨の規定が盛込んであるわけでありま。まあその趣旨は地方財政委員会を通じてそれぞれ、又各地の担当課長の会合の際におきましても、或いは連絡はいたしておりますので、或いはそこによりましてはその趣旨が徹

底してないところがあるかも知れませんけれども、一般にいたしましてはその趣旨は徹底しておるというふうな点に私共考へております。御注意の点がございします。今後その点は更に徹底するように努力いたしたと存じます。

○石川清一君 今の平衡交付金の暫定法についてですが、私も少し調べて見ましたが、先程次官にお尋ねしましたように、基準財政収入と基準財政需要の關係において百分の七〇の大体課率で以つて予算を組みました。その場合に今までの金を使つた場合相当高額の平衡交付金が暫定渡しになつておつても返さないのでないか、そういうふうなことを考へさせられますが、そういう場合この課率の限界をどこにお引きになるかお尋ねをいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) ちよつと恐縮でございしますが、今一度……御質問の点がはつきり……

○中田吉雄君 今の暫定的に平衡交付金を仮渡ししてあります。この平衡交付金の方にあります。基準財政収入と、基準財政需要を合しまして、超過額を財政委員会が勘案をして平衡交付金を渡す。こういうふうになつておりますが、その場合の標準税率が七〇%としたら……七〇%大体課税をして置けば、それより上廻る分は平衡交付金を貰えるという解釈が成立して参りますが、そういう形の中で、今までの懸案と言ひますが、少し無理をして文化的な施設を組んだ場合には、相当残りの三〇%と更に文化的な施設を含めまして、拂戻しと言ひますか、そういう超過の分をこちらの方の財政委員会

の方に拂戻しを受けるという基本的な基準がなくなるので、そういうような場合にどういたしますかお尋ねいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 御質問の趣旨はちよつと明確でございせんが、各地方団体におきまして、基準財政需要額をとるわけでございしますが、これは地方団体としての、いわば最低限度のやらなければならぬ仕事の水準を維持するために必要な経費というものを補償するという建前でございします。から、そういうふうな見地から財政の需要額を抑えますると共に、それに對する経費の財源をいたしまして、基準財政収入額をとりまして、従つてそれで抑えておるわけでありまして、その差額を平衡交付金として交付するというのが建前でございします。仮に一般の市町村の場合よりも更に程度の高い、お話のような文化的な施設をやつて、そのために特別な経費を要したという場合におきましては、そうした経費までも平衡交付金でこれを補償するという建前ではないわけではございします。従ひまして平衡交付金といたしましては、又百分の七〇にとりましてゆえんのものは、更にそこに余力を與へて、地方団体の自主性、相連性を活かしまして、今のお話のような施設が可能であるような財源の余力を別に考へておるのであります。梓の中に入れますので、最低限度だけのものは入れて考へておる。こういう趣旨でございしますから、今のそういう文化的な経費というふうなものにつきましては、それをやるから平衡交付金を返さないうことで済むということはいかん。や

はり平衡交付金であります以上は、その地方団体の均等を目的とするわけではございしますから、同じ基準で収入も支出も算定すべきである、かように考へております。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれに休憩をいたします。再開は一時十五分にはいたします。

午後零時四十分休憩

午後一時二十九分開会

○委員長(岡本愛祐君) これより休憩前に引き続き委員会を開いたします。

○高橋進太郎君 大臣にお伺いしたいと思ふのであります。先程論議になつておりました固定資産税の修正案であります。私はやはり一・七というふうな税率は、やはり固定資産税の、税の性質から見ても一・七というものが適當であり、且つ又いろ／＼な固定資産の負担能力、或いは収益、そういうふうなあらゆる観点から一・七というふうにお決め頂いたものと思ふのであります。従つてそれで算出したしまして五百二十億という予算が、一応の見積りが出たと思ふのであります。が、今回それが一・六と、こう修正せられたのは、やはり固定資産税がいろ／＼な観点から、非常に重荷であるとか、或いはいろ／＼な観点から修正されたのであります。従つて政府が一・七という見積りをされて、五百二十億というのは非常に正しい見積りであり、又適正なるものと考へるものであります。従つて今回一・六と修正せられたからにはその差額約二十億というものに対しては、当然これは平衡交付金の追加増額というふうな観点によつてこの補填をなすべきであると思へるのであります。

はり平衡交付金であります以上は、その地方団体の均等を目的とするわけではございしますから、同じ基準で収入も支出も算定すべきである、かように考へております。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれに休憩をいたします。再開は一時十五分にはいたします。

午後零時四十分休憩

午後一時二十九分開会

めるといふ方向でありますから、決して地方税が増徴になるということは断じて許さないつもりであります。

○西郷吉之助君 只今吉田總理から御所見を承りましたが、もう二、三点お伺いしたいのは、地方の財政が非常に逼迫いたしておりますので、今回の地方税が非常に問題になりますのは、大幅増税になるというような点も論議の重要な部分をなしておりますので、地方自治の発達を期する上から言つても、その裏付けの財源が必要であることは論を俟たないのでありますが、なにせ地方の財政というものが発達して以来、非常に地方自治と併せてまだ数年でありますので、地方の財政の基礎というものがまだ不確定でありますから、そういう点を勘案されまして今日は大蔵大臣もお見えになつておりますが、来年度の平衡交付金等につきましても十分御考慮を煩はしまして、できるならば本年の一千五十億より増額をいたして頂きたいと思うのであります。一方地方財政から参りますれば、地方の財政におきましても国に余り頼るといふことは感心いたしませんけれども、これは段々に育成するようにいたさないと非常に無理があると思ひますので、そういう点も十分御勘案下さいまして、国の方において減税をなさるといふことは結構でありますけれども、私共の方におきましても今回は非常に大幅な増税にもなつておりまして、その徴収等につきましても幾多の問題があると思うのでありますから、そういう点を十分勘案して頂きまして、地方の自治の発達の裏付け財源たる地方の財政の基礎が十分できるまでは、やはり理論的には余り感心いたしませんけれども、地方の財政を育成して地方自治を促進するといふ意味から、こういう点に十分の御考慮をお願いし

たいためにこれに關連いたしておりますから、大藏大臣等のこれにつきましの御所見を煩わしいと思います。
○國務大臣(池田勇人君) お話の点誠に御尤もでありまして、先般のシャープ勅告によりまして、地方行政委員会或いは財政委員会等を以ちまして国と地方との仕事の配分又財政上の問題を檢討することになつておるわけでありま
す。従ひまして今仰せになりました国で減税して、地方で増税するということはほんの経過的の問題であるであります。今年兩方の税制が確立すれば、來年度においては兩方とも一つ減税にいたしたい、こういうことを考えておるのであります。而してその間におきてやる調整は財政平衡交付金で図つて行きたい。ただ今財政平衡交付金を殖やすか殖やさないかという問題でありますが、これは來年度の税法の減税その他のと見合つて考えなければならん問題と思うのであります。一応この財政平衡交付金というものは地方の自治が確立いたしますればでなくなるのが、自然であります。併し過渡的にはやはり相當これに依存しなければならぬのであります。この問題は地方財政にとりましては非常に重要な問題であり、ますので、關係機關を十分協力いたしまして適當な措置をとりたいと考えております。

○石川清一君 本日回付されました議案を見ますと、衆議院の修正案により、ますと、附加価値税が二ヶ年延長となりました。従つて事業税が二ヶ年或る程度の調整を加えられまして、施行されることになりましたが、その結果先般の程事務的に見ましても、最も負担のひびきどかつた課税であつたと政府の説明の

中にあります。いわゆる自家努力を中心にするところの中小企業者、この納税者に対する重税が何ら減額されていないという結果となりました。いつか新聞で問題になりました中小企業者の三人や五人が自殺するとか倒産するとかいうことは再建の前には問題でないというところが最近二三年繰返されることになるわけであります。従いまして今度の法案が不幸にして通過いたしました場合には、そういう結果がはつきり表てに現われて来るわけであります。各府県並びに町村における財政の均衡は財政平衡交付金によりましてカバーできますけれども、個々の納税者に対する負担の均衡ということがとれないことになつておるのでありますが、これに對してどういうお考えを持つておるかお伺いをいたします。

○政府委員(小野哲吾) 代りましてお答え申し上げます。只今御指摘のようにな、今回事業税並びに特別所得税を存置して、これを運用することに相成りましたために、事業税が持つておりまする欠陥をやはり現わして来るのではないか、その点はどうも御意見だと存じます。ただ政府の提出いたしました原案については、御覽のごとくに農業、林業等につきましては、或いは非課税或いは免税の措置をとつておるような次第でありますことと共に、その他の税率についても、若し現行の事業税並に税率についても、若し現行の事業税並に特別所得税の税率を以て推移いたしまするならば、相当の予定収税額が見込まれるのでございますが、附加価値税の予定収税額の程度に止める場合におきまして、その税率も引下つておるような事情に相成つておるのであります。併し御意見のところは十分に拜

承いたしまして、尙今後できるだけ増税すべき点は増税いたすように検討を加えて参りたいと存じております。

○石川清一 只今事務当局者のお話では特に農業部門が上げられたようでございますけれども、農業部門におきましては、その経営が供出の割当、肥料の割当等、ガラス張りの中にありまして、今までこういう過重な課税を所得税の面において賦課され、更にその実施の面における必要経費の標準の算定等に至りましては非常に大きな問題を投げかけておるのでありまして、この点が強く今度の改正に見られたのでありますけれども、シャープ勧告の点に明らかになつておりますように、日本の課税が總体の課税客体の大休七〇％を押えれば目的額を徴収できるといふような中で、農業部門のようにガラス張りの中におかれ原始産業は、更には今回の地方税の過重な面が主として農業部門の特に土地、家屋の税の關係に固定資産にかかつて来るのでありまして、この点は附加価値税の面で免除されておるといふこと、そうした場合に、尙固定資産税の方が過重になるのではないかといふことは、今回の課税の中における反対の重要な原因であつたわけであります。農業改革が遂行されて五年、再び土地を放棄しなければならん、土地の所有権を放棄しなければならん、更に辛うじて持ちましてもその経営の放棄、更に土地の所有の放棄等をしなければならんといふことが累増しておりますて、これが大きな治安維持のことに関連をして来るわけであります。今度の地方税の改正にいたしまして、納税者の協力、税務行政の民主化、運営の適正と

いう三つの線が地方民の協力なくしてはできないのでありまして、この多くの矛盾と誤謬を孕んでおる地方税制をこのまま将来訂正をするという考えの上に立つて実施することは、今重大問題として取上げられておる警察予備隊の編成を繞る国内の治安の問題に大きな影響ありと私は考えておりますが、この点におきまして首相は影響なしと考へておるか、お伺いをいたします。

○国務大臣(池田勇人君) お話の点のごとく事業税につきましては、即ち程度の欠陥があるのでありますが、或る所得税、市町村民税、住民税と申しますか、これが概ね所得課税で、そこに事業税を持つて参りますと所得課税が余り強過ぎるのではないかと、非難があつたのであります。そこで附加価値税という形であります。附加価値税は、又御案内の通りに、なか／＼重要な問題でもありますので、又経済の転換期でありますので、暫く施行を行つて検討したらどうかという修正案になつたわけでもあります。そこで附加価値税を止めて事業税になつた場合に農民の負担をどうするかという問題であるのであります。御承知の通り、国税におきましては農民の方々の負担は他の業種の方よりも相当減額になつておるのであります。前年に比べまして私のは農民の方の所得が勿論減額になつたと考へておるのであります。不動産課税につきましてもこれは賃貸価格の九百倍、こういうふうなことで、可なり重くはなつて参りますが、五百二十億円の不動産課税の中に、今まで課税しておりませんでした、償却し得べき資産に対する課税が相当入つておる。こう見ますと、この不動産課税とい

以降分らんとする事態において、一切のものに關連されて地方税法が審議されなければならぬ場合に、そういう前途不安な立場においてこの地方税と云ふものを審議することは、容易でないことは明らかで、これは恒常的な災害復旧の部面についてはこうしなければならぬ、これでいけるのだという見込が立つてこそ初めて平衡交付金の問題等、或いは地方税法の問題等も我々は審議ができるのではないかと、我々もそのことも明らかに確定的なものとしてお見込の答弁がなされなければ、我々としてはこれは本年限りの地方税法ではないのでありまして、恒久的なものであるが故に非常に問題だと思ふ。もう一度はつきり何でこの災害復旧というものを考へて行くかというのを御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 二十五年年度においては予算の示すごとく、はつきり全額負担で参ります。併し二十六年におきましては只今検討いたしておるものであります。それで全額負担でなしに、どの程度負担するかによつて考へが變つて来るわけでありまして、お話のように数億圓も地方が新規に地方税で賄わなければならぬというような負担は当然考えられないと思ひます。今まではこの公共事業費の分につきましては殆んど全部起債によつておるわけでありまして、我々はこの際起債の枠を殖やしてそして国と地方とで事業分を多くして早く国土開発保全の計画を立てたいという考へから全額負担の問題について再検討を加へようといはれておるのであります。そこであなたのように数億圓はかかる、而もそれを皆地方で負担するということ

になりましては大変ですが、今までの経験から申してこのようなことはないであります。この地方税法の影響が非常な影響を及ぼすというふうな負担をかけようというところは毛頭考へておりません。

○小笠原二三男君 では最後に結論的に伺ひますが、地方税の増徴といふことでそれを見るのは本體とするのではなくて、起債なり或いは中央において相當な財源というものを考へて、そして調整をして行くのだ、こういうふうな考へてよろしいですか。

○國務大臣(池田勇人君) 大体そうでございますが、順序をいたしましては私は起債をやつて行きたい。その次は、起債の利率等につきましては地方の歳入を極力減らすに、地方税を増徴するといふふうなことは私は初めから考へておりません。先ず起債をやつて行く、その利率分については歳入を減らして行く、それでも賄えぬ場合におきましては先程考へましたように平衡交付金について検討を加へる。そのために地方税を増徴する、いわゆる公共事業費の負担区分の關係から地方税を増徴することは只今のところ考へておりません。又地方税を増徴しなくてもやつて行けるという見通しを持つておるのであります。

○小笠原二三男君 それでは平衡交付金の方の問題であります。これは今年度一千五百億なんです。これは今の地方税の問題、或いは地方税の問題からして平衡交付金といふものについて恒常的な安定性といふものがあるやうな立法措置を以て、ただ国家財政の關係から大幅に減らしたりする

というやうなことのないよう措置する、こういう部面についてはどう考へておられるか。

○國務大臣(池田勇人君) お説の通りでございます。この地方財政平衡交付金といふものは、地方に非常な困つて居る団体がある場合の調整作用をなすのが主であるのであります。私は地方の財政が独立したとして、理想としては平衡交付金の占める地位が低くなつて来るのが自治体確立の理想だと考へておるのであります。従つて今回の増税もその意味におきまして、國が減税し、地方が増税するといふ過渡的の措置をとつたのであります。將來はできるだけ地方の財政を独立させ、全部が頼らんとするわけには行かぬ、成るべくこれは少くなくて行くのが理想だといふ考へを持つておるのであります。

○小笠原二三男君 では第一点はそれだけに置きまして、第二点は附加価値税が流通税であるといふことは、再三の御答弁で分り、このことは又物の価値の重なり、消費者階級である大衆の負担に重くかかつて来るという点も明らかである。而も住民税そのものの均等割その他で、一般勤労大衆の負担が他の者に比して不均衡に重くなり、或いは固定資産税の徴収による間接的な家賃、地代、或いは小作料の値上りになるということも再三参議院において論議されておるのであります。こういうことになりまして一般勤労大衆の生活水準といふものが非常に高いものにならなければならぬように考へるべきであります。然るに現在の給與ベースを考へるものでは、これら一切の負担に應じた

場合に自分の生活水準を切下げなければならぬ。こういう事態になるのであります。幸いにして自由党がこの参議院選挙において公約した場合には、これらと睨み合せてベース・アップの問題を取上げておるのであります。この税との關連において、ベース・アップの問題を緊急に現在政府はどう考へておられるか伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 附加価値税の税制におきまして本質につきましては議論のあるところでありまして、或いは外形上營業税と見る人もあります。或いは、或いは流通税として転嫁を予想している税と見る場合もあるものであります。今回の税法ではそれは明らか外に外形上の營業税といふことよりも、先ず転嫁を予想した流通税といふことになつておるのであります。かかるが故に消費者に負担するといふ建前にして物価騰貴によつて苦しくなりはしないかというお話でございますが、これは全般として考へて頂かなければならぬ問題だと思ひます。例へば片一方において織物消費税等を止めておき、今のところ御案内の通りO・P・Iも相當下つて来る。私は附加価値税が一般大衆の生活に非常な脅威を與えるといふふうには考へていないのであります。税制全般をいたしましては適當な方法で考へております。併しこの内容につきましては、各業態に特殊な事情があるのでありますので、今暫く施行の方法、或いは経済界の推移を見て実施したいといふので、一年延期を二年にしたのであるのであります。

最近フランスにおきましてはこの附加価値税を施行したものであります。そういう状況なんかを考へまして、今後附加価値税について善処したいと思ひますが、税全体をいたしましては、とにかく軽減したものであります。私はそう生活に脅威を及ぼすものとも考へておりません。

○小笠原二三男君 それは附加価値税に對する見解なんです。私はその見解をとらないところでありまして、それを論議しても仕様がなないので、これら一貫して地方税の負担といふものが直接間接に勤労大衆の方に重くかかつて来ておるといふ現実から、この官公吏におけるベース・アップの公約の問題を果すのが最もいい時期ではないかと考へるわけなんです。このことは平衡交付金にも決まりがあり、地方税の増徴の總額にも限度があるのであります。尚この地方の都道府県、市町村におけるその住民の税負担の均衡を図るという建前から言つても、国自体がこうした部面において間接的に國の財政を流し込む、そして大衆の負担を均等にせしむるやうに努力すべきやないか、こういう点で質問しておるのであります。その点お伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 地方税の負担が重くなつたから公務員の給與を上げるべきではないかという御議論でございます。併しこれは公務員のベースの問題につきましては、これは経済の安定がその度を加えて来た。そして財源にも余裕がでるやうでありますので、できる

す。最近フランスにおきましてはこの附加価値税を施行したものであります。そういう状況なんかを考へまして、今後附加価値税について善処したいと思ひますが、税全体をいたしましては、とにかく軽減したものであります。私はそう生活に脅威を及ぼすものとも考へておりません。

だけ早い機会に上げたいという考えを持っておるのではありません。本国会に間に合ひそうには只今のところございませぬが、我々といひましては、できるだけ早い機会に公務員の給与を上げようといひたいのであります。而して国家公務員の給与を上げた場合に、地方職員の給与についてはどうするかという問題が起つて来るのであります。これは従来例から申しますと、国で或る分を負担した場合もあり、負担しない場合もあるのがあります。今後の地方の財政状況を見、国の財政状況を見て考慮いたしたいと考えております。只今のところいづからどれだけ上げるといふことは遺憾ながら申上げる段階に至っておりません。

○小笠原三三男君 再三政府は国が減税し、地方が増税して差引三百億の減税になるからそれでいいじゃないかと、いふに言いますが、この提案理由の説明の中にもある通り、地方税負担の合理化、均衡化、公平化を図るといふ建前から言へば、小さな町村と大きい、或いは大きな都市と云い、その中の住民自体の徴税の均衡が図られる必要があると思ふのです。それは国全体ではそういうふうになつておるかも知れないけれども、一つ／＼の行政区における住民の間における均衡がとれないければ、お互ひにその税負担について来るのでありまして、或いは総合的にこの均衡がとれているといふことであるならば、家賃、地代なり、或いは小作料金の値上げ等も、それらも含んで、そして勘案した場合に、総合的なこれは税負担なり或いは生活水準の

維持ということが、政府として考えられるべきじゃないかと思ふのであります。そういう点になるといふと、実際物価指数がどうである、こうであるといふ前に、飲食物等に大体の生活費を割いて、そして織物消費税はなくなつたと言つても、それらを購入するだけの余裕のない一般大衆の税負担といふものは比例的には大きい、何と言つても大きい。そういう点について別な部面から政府がこれをカバーして行くためには、ベース・アップという公約、そのことが一つの妙案じゃないかといふことを我々は思ふのでして、その観点に立つた場合に、もつとはつきりとのことについて誠意のある御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 我々としたしましては、国全体、地方公共団体全体を見て施策を講じているのであります。これはお話の通り、地方税におきまして不動産取得税をなくした、そのため百二十億円の財源をなくしました。従来不動産取得税を納めておつたような人につきましては、非常な減税でございます。併しそれをのけておくことが、税制全体としていいか悪いかという問題を判断してやられるのであります。だから税制を改正いたしました場合に、非常に得をする人もありますし、又得をしない人もあります。極く少いケースは増税になる場合もありますが、これは全体を考えた場合にはなんのであります。これは全部の人に減税になるようにしようといふことにするに、相当思ひ切つた施策を講じなければなりません。我々は全体といふものを論じなければならぬと思ふのであります。そして又

地方の税率も概ね標準税率になつた場合が多いのでありまして、住民税の問題なんかにつきましても、固定資産税で相当取れば、住民税も十八という標準で下げ得るのであります。こういう細かな問題につきましても地方議会が御審議願ひたいと思ふのであります。全体として地方税が重くなつたからベースを上げるのだという考え方でなしに、国の財政に余裕ができ、地方の財政に余裕ができた場合に、そうして経済の安定の度を見て、インフレへの危険が去つたときに早く上げたいといふので研究しているのであります。

○委員長(岡本愛祐君) 小笠原君に申し上げますが、総理大臣は四十分まで、あと三人残つておりますから……大蔵大臣は残つて頂きます。

○小笠原三三男君 大蔵大臣に聴くのでなく、基本的に総理大臣にお答え願ひたいのですが、沈黙を守つておられるから代理として聴いてるのであります。最後に総理大臣に今の大蔵大臣の御答弁に関連してお伺ひするのであります。これは第三点の質問であります。国税で減税をしようが何をしようが、地方税自体の均衡化を図るといふ部面から言ふならば、今回の修正において、附加価値税が延期され事業税に変わつた、或いは固定資産税の税率が下つたが、併し税の徴収見込額は変わらない、併しもうそれらは一貫した中にある住民税には手を着けておらない、こうなりますと、地方自治、住民自体の中に税負担の不均衡が起るといふことは、もう事実だと思ふのであります。これらについて今回並びに将来において、地方自治体内における税の均衡という立場から、地方税一般に對

しての改正の問題を御考慮になるお考えがあるかどうかという点について伺ひまして、私の質問を終わります。

○國務大臣(池田勇人君) 今回の衆議院の改正におきまして、私は原案よりも余程負担に影響があるといふふうには考えておりません。固定資産税の税率を一応〇・一％引下げた、或いはこれを延期いたしました一年延期を二年にしたからといつて地方住民の間に負担の激減を原案よりも非常に来すといふようなことは考えておりません。それで将来の問題といひましては地方税の在り方、税率等につきましてはこれは直ぐに検討しなければならぬ重要な問題であります。国税の問題と同様に地方税の問題につきましては、我々としては常に検討を加えておるのであります。

○相馬助治君 地方税法案の審議の過程における現段階において、私は自治警察の機構の問題について特に総理大臣にお尋ねしたい。

御承知のように、「二千億減税」といふことが自由党の本部のところに大きな看板が出て国民を喜ばせておりますが、これについて先程西郷委員の質問に対する総理大臣の答弁は、あれは自由党の方のことで政府自体としてはまだ数字的にそこまで行つていないといふお話ですが、併しこれは現実の問題として絶対多数を持つております自由党としては、その総裁である吉田さんが総理大臣なのでから、強力にこれは国政に反映されるべきに至当であると思ふことは了解いたしております。従つて参議院の大蔵、地方行政の連合委員会における総理大臣の答弁によつても、地方行政において工夫の仕方によ

つては節減できる面があるといふ答弁がなされておりますが、誠にその通りではあると思ひますが、今日地方の行政で一番大きな経費の面から問題になつておりますのは、教育財政の面とこの自治警察の財政の問題だと思ふ。そこでですね、総理大臣といひましてはこの法案の成立に伴つて自治警察の現在の事情に照らして機構改革、その他についての構想がおありであらうかどうか、この点特に内閣総理大臣に対して一つお尋ねいたします。

○國務大臣(吉田茂君) 地方自治警察の機構、或いは経費の問題については、種々の面からいろいろの意見も聴き、又政府としても今のような状態に置くことができないと思ひます。故に従来も研究を重ねておりましたが、併し何分警察のことでありまして広汎に亘る関係、地方が広汎に亘るものでありますからただ一片の理論、或いは又思い付きで以て改革するものかどうか、併しその現在の状態が甚だ不満足であるといふことは私も認めており、政府も認めております。故に近き将来においてこの自治警察、或いは日本警察全体の国家警察も含めてこの機構及びその経費、その他について十分の研究をいたしたいと思ひます。従つて成案を得ましたならば御相談をいたしたいと思ひますが、只今決して等閑に附しておるわけではないのであります。

○相馬助治君 国家警察を含めて自治警察の機構改革については十分なる意思とその用意があるといふ力強い答弁を聴いて嬉しく思ひます。全くこの問題は地方で困つておるのです。早急に是非一つお願いいたします。

第二には、今度のこの地方税法案を見ますというとその財源がです、具体的に申しましても賦課税であるとか、木材引取税というようなものだけを見ても非常に偏在しておる傾向があるわけでありまして、そういうふうな面から一つ。

もう一つは、今まで国で訓練した税務官吏ですらなく、取れなかつた税金というものが、今度は非常に弱体な組織しか持つていない地方行政体がその租税を集める重大な役割をいたしまさるので、この二つの現実から今度は引つくり返してこういう現実の上に立つて、政府としては地方行政の再分割、府県をどうするか、或いは貧弱町村の区画をどうするかという行政機構の再分割、又は町村が自衛的にそういう方向に行くような指導、そういうものを国策として政府は只今の自治警察と同じような立場に立つてお持ちでありましようか、その点を内閣総理大臣に対してお尋ねいたします。

○國務大臣(吉田茂君) 地方の行政機構については現在これは警察のみならず地方の官庁組織等について、現在はいくらに複雑であり、又行政の簡素化を必要とする以上は今のままではいけないと考えております。従つて現に地方行政調査会その他の行政官庁において研究を進めております。又、これは軽々に申すことができないことでありますが、今日日本の行政区画は三府四十三県ありますが、アメリカと殆んど、アメリカの州と同じくらいに、アメリカは四十八州と二つのステートかと思ひますが、關八州として、日本のこの狭い領土において三府四十三県の区分は、これは交通の発達

しなかつたときには適當であつたかも知れませんが、果して今日どうか、これ又行政簡素化の今日、問題になりはしないかと考えます。地方の關係もなかなか重大でありますから、簡単に府県の廃合等はできませんが、併し考へべき一つの問題であると、取上げて研究もされております。それで、これは近く成案を得たいと思つております。

○中田吉雄君 総理大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。私初めて国会に出た者であります、占領下における国会は実につまらないものである。総司令部からオーダーを貰つて、それをただ議決するに過ぎない。こういうことを先輩各位から伺つていた次第であります。この度初めて我が登壇いたしました。審議に當りまして、この地方税法案を仔細に検討いたしました。極めて審議調の強い、全く異國臭の芬々たるものであるわけでありまして、これは果して慣例のように総司令部から頂いて、日本政府が翻譯してここに提出されたものであるか、或いは日本政府自体が大きな枠を頂いて、その範圍内で立案されて、ここに提出されたものであるかということ、占領政策と財政との調整という問題に關連いたしましてお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(岡野清孝君) 代つて御答弁申上げます。今度出しました地方税法案は、政府が立案いたしました。皆極方の御審議を蒙つておる案でございます。併しなからこの税法ができました。根源は、シャウプ使節團が來まして、日本の地方財政が非常に乱れておるというのであります。完全でないように思はれるので、日本の自治行政を完全にするためには、地方財政をこうい

うふうに行つて行つたらどうか、こういうふうな報告がありましたので、その報告を尊重しまして、我々はその報告の趣旨によりまして我々が新しく編み出したのでございます。併しなから政府は独自の立場から編み出して皆様に御審議を蒙つておる案であります。ことを御了承願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 岡野國務大臣は、そういうふうな占領下における日本政府の大きな枠内における自主的な立場を申されまして、我々がいろいろ信ずべき筋から仄聞したり、この内容を仔細に検討いたしました。日本の官吏が立案したとはとれないような節が非常に多いと思つておりますが、総理から一つはつきりこの間の消息をお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 只今岡野國務大臣から答弁した通りであります。併し従来の日本の財政、内政その他について時の経過と共に更に新しい観点から検討して見るということが最も今日日本の事態に適応すると思つてシャウプ或いはその他の人の意見を政府は尊重して、そして法律案、財政案を作つたのであります。併し作つて出すその責任は政府にあつて、政府が成る程と思つたからこそ出すのであります。即ち自主的に政府が立案するという形においては只今岡野君から言われた通りであります。

ふうに、そしてこれを契機として日本の報告文を中心として税財政に対する活発な批判が起ることを博士は非常に希望されておられるわけでありまして、我が今回提出されました、そして第七国会に提出されました国家税制の改革を見ましても、殆んどあの報告文の範圍から一步といつてもいい程出ない程模写のようによつておるが、そういうし、あの報告文は報告でなしに命令のようによつておるが、この点は如何でありますか。

○國務大臣(池田勇人君) シャウプ報告案の冒頭に書いておられます通りに、シャウプ博士の言われた通りでございます。我々は報告文の趣旨は尊重いたしますが、實際面におきましてはあの報告通りにはやつていないのであります。例えば国税におきましては勤勞控除の一割というのを一割五分にしたり、基礎控除にしましては変更を加えておるのであります。税率におきましては最高三十万円超五十五万円というのを五十万円に訂正いたしておるのであります。地方税法案につきましてもその点は我々は向うのシャウプの考え方の一応はなつておりますけれども、具体的問題につきましては政府独自の見解を織込んでおるのであります。

○中田吉雄君 総理大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。この地方税法案が第七国会から第八国会に提案される過程を見ましても、日本政府の自主的な立場の総司令部に対する主張が非常に弱いてはならないかということ、國民も痛感しているような次第であります。昨年の春の総選挙におきまして自由党は二百八十六名、その後新しく党籍を交えられた人もありますが、二百八十

六名という日本の憲政史が初めて余り例のない経歴的な内閣である。これに対する國民の要望の切なるものは、何とかして占領から一日も早く日本を自由にして欲しい、こういうことが吉田内閣に対する國民の非常な期待だと思つておられる。ところがそういう國民の期待が十分折衝されていないではないか。殆んど総司令部の意のままにされておるではないかというふうによつておるが、我々といひましては総司令部が誤りのない日本占領政策を展開される上におきましても、吉田内閣におかれましては相當日本の実情を訴えられて、自主的な立場を強く推し進めて頂くことが必要だと思つておられるが、総司令部からいろいろの助言なり、オーダーなりを出される際に、それをこういふうにされた方が日本の実情に適するであろうということに主張する。これは占領政策の違反でありましようか。そういうことについてお伺ひいたします。

○國務大臣(吉田茂君) これは占領下において、日本の政策の大体の枠は占領といひますが、降伏條約によるわけでありまして、その命令の下にあるといふことは事実であります。併しGHQの方針としては、成るべく日本の自治に委せたい、成るべく干渉したくないという方針で今日まで來たのであつて、大幅に、例えば地方からして地方部員を引揚げるとか、その他東京における中央部におきましても從來まで平和統制その他についていろいろ指図がありましたが、月々日本に対する占領政策が緩和することに努め來つておるのであります。かるが故に命令とか何

とかいふのではなくつて、今日までこ
うしたらどうかというデイレクティヴ
が出る部面もあります。例えば追放の
ごときはデイレクティヴによります
が、併し多くは日本の政府の希望を尊
重し、又協議によつて日本政府の主張
があるならば異存はない、成るべく日
本政府の自治といふことが、希望に副
うように協力しているのが現在の事実
であります。事実だけを申し上げます。
○中田吉雄君　そういたしますと、現
在の状態では、占領下において許され
る最高限度まで日本の立場が認められ
ている段階と御判断されるのでありま
す。その点……。

○國務大臣(吉田茂君)　そうでありま
す。

○中田吉雄君　本日衆議院から議決さ
れまして参議院に廻された議案とい
うものは、当初吉田内閣において原案と
して第八国会に提案されたものとは内
容が變つております。先にも申し上げ
したように、吉田内閣は二百八十六名
という日本憲政史上余り例のない、
憲法でも改正のできる殆んど三分
の二に近い強力な内閣であります。そ
の内閣が立案されて提出されたものに
対しまして、いろいろ審議の過程にお
きまして、六十七名で、民主憲政が
修正案が出されて、そうしてそれ
に對しまして吉田内閣の基礎である
ところの自由党がこれに賛成されまし
て修正案が可決されたわけでありま
す。これは考えようによつては吉田内
閣に対する不信任であるともとれるわ
けであります。憲法の六十九條であ
りますか、内閣は不信任決議が議決さ
れてから十日以内に解散をするか、そ
うでなかつたら総辭職しなければなら

いとこういう規定があるわけでありま
す。これは正式な不信任案ではありま
せんが、国家財政とその規模がやや等
しい程大きな地方財政に關する相当重
要な部分が、吉田内閣の成立してい
る基礎である自由党によつてこのよう
に修正されたといふことにつきまし
て、議會政治は責任政治であると思
いますが、どういふふうにお伺いいた
しますか、お伺いいたします。

○國務大臣(吉田茂君)　議會政治は同
時に互いに向上妥協の精神を以て協力
して行くのが民主政治の精神でありま
す。故にそれがたとえ反対党から出て
も政見として正しいと見え、又國民の
ために利益であるという場合には、こ
れに同調するの普通前例のことであ
るかと考へるのであります。直ちに解
散若しくは總辭職といふ考へは念頭に
毛頭持つておりません。

○中田吉雄君　そういたしますと、
政府が第七国会に採りに採られまし
て、内閣の責任を問われ再び慎重
な配慮の下に、そして總司令部との折
衝で出されたものを與党によつて否決
されることは、政治道徳の上から考へ
ましても、相当考慮を要すべき問題で
ある。特に自信のない案であるとい
うことを裏証するのではないかと思
ひますが、どういふお考えですか。

○國務大臣(吉田茂君)　不幸にして御
意見とは違ひます。

○高橋達太郎君　一問總理大臣にお伺
いいたしたいと存じます。私は地方、
中央を通じて二十幾年間の勤務体
験を基礎にいたしまして、地方の実態
の一端を申し上げます。地方の自治確
立に邁進せられる總理の御所見の程を
お伺いいたしたいと存ずる次第であり

ます。

今回地方税法が提案せられて、從
地方財政の歳入の面におきまして、從
來と比較にならない程新しい第一歩
を踏出したといふことは、誠に喜ばし
い次第であります。また、地方
財政の確立のために国並に地方の
財政並びに税制を通ずる調整を必要と
いたしますが、これは暫く措くとい
はしまして、私は次の三点から最も改善
を要せられると考へる点を申し上げて御
所見を伺いたいと存ずる次第でありま
す。

第一点は、地方財政の歳入の再検討
でございます。現在地方団体の歳入を
見ますと、その大半は教育費によつ
て占められ、その残余も教員費又は法
令に基くところの義務費、或いは中央
よりの補助金の埋め草といふような、
當然計上しなければならぬ費用を計上
いたしますれば、その残余は三割乃至
五割という極めて僅かな殆んど独立性
のないところの地方の予算の実態でござ
います。而も例へば法令に基く費用
といひまして、生活保護法の規定に
よりまして地方はおの／＼一割づつを
負担しておるのがあります。ところが
或る村のごときは、たゞ／＼その地形
が疎開に適するからといつて、多数の
その村に縁故のない者まで疎開し、た
めにそれが生活に困窮して生活保護法
の規定によつて費用を負担してゐるた
めに、村が非常な困難を來たしてゐる
ような実態もあるのがあります。要す
ては、現在の地方団体の歳入につきま
しては、根本的にそのういふ面におい
て再検討を加える必要があるのではない
か。言い換へれば教育費の或いは全額
国庫負担の問題であるとか、或いは国

の補助率の問題であるとか、その他相
當歳出面におきまして、今回歳入にお
いてとられたと同じような再検討及び
再研究を加へられまして、速かに地方
における自主的な、幅のあるところの
地方々々における政策、或いは施策が
とり得るような措置をお考へ願ひたい
という点であります。

第二の点は、先程總理もお話になり
ました行政の簡素化による地方自治の
改善という問題であります。先日も岩
木委員から最近地方団体は或いは食糧
費、或いは旅費、交際費等のそういう
費用が非常に増額になつて、放漫なる
財政を行なつておるのではないかと
いうお話があつたのであります。この点
につきましましては、地方団体としても深
く反省をいたすべき点であると存する
のでございしますが、併しながら、何
故一体これらの費用が増額になるかと
考へて見ますれば、要するにその根本
となすものは、現在の行政のやり方が
余りに中央集権であるといふことであ
ります。言い換へるならば、物事が中
央に參らなければ殆んど解決がつかん
という実態であります。これは總理大
臣が毎日陳情者にお会いになつて、こ
の点は痛感せられると存するのであり
ますが、言い換へるならば、今の日
本の行政が余りに中央集権であり、物
事が中央でなければ決まらんといふこ
の仕組みを直すべきであり、且つ又中央
における組織も非常に複雑でありまし
て、例へば地方の起債の問題でも自治
庁において仮に通つたといひまして
も、それが同時に大蔵省においてひつ
つかれば、大蔵省に陳情せねばならん
といふような実情でございますので、
こゝういふ、即ち中央における行政の簡

素化によりましてこれらの問題の解決
が肝要と存するのであります。同時に
地方の国の出先機関であります。こ
れ又總理大臣が先程お話のように誠に
複雑多岐でありまして、仮に農林省の
出先機関において或る権限を委せてあ
つたといひまして、その問題がた
また通産省の通産局の共管關係にな
つておりますれば、通産局の方では中
央が権限を委してないといふときに
は、やはり中央に來て問題の解決を図
らなければならぬ。言い換へるならば
国の地方における出先機関の責任体制
といふものがなんら確立されなかつた
に、殆んど中央に來てなければ話が
付かぬといふような地方の実情でござ
います。これらを速かに簡素化すると
いふことが、同時にこれらの地方財政
に今いふ／＼な点においてかさ高にな
つてゐるところの、又重圧になつてい
るところのい／＼な費用をその歳出
面において軽減するゆゑであると考
へるものであります。

その第三点は、国と地方との事務の
分配がはつきりしてない。例へば供
米の問題であります。これも国の事
務であるが、地方の事務であるか。と
ころが費用の面から申しますれば殆
んど国からも補助金は來ていない。從
つてたゞ／＼或る村なり、或る県なり
が供米供出量が非常に多い場合にお
いては、それらの費用といふものが非
常にかさ高になつてゐるといふ、実情
であります。或いは進駐軍労働者の問題
であります。これは元來特別調達庁に
おいてこれらのサービスのやるべきで
あります。それが、一片の依頼状によつ
てそれを府県が担当してゐる。成る程
その費用は來ておりますが、これに伴

うところのいろ／＼な折衝の費用なり何なりというものは府県の負担になるという実情であり、又府県と町村との関係におきましても同じような問題が沢山あるのであります。要するに国と地方との事務の分配がはつきりしないために、いろ／＼な点において折角今回議入につきましても面倒見て頂き、或いは将来議出につきても面倒見て頂いたといひました。これらの事務の分配がはつきりいたしませんければ、いつても果は国の下積みになり、村や町村は又果なり国の下積みになるというので、問題の解決にはならんと考へるものであります。従つてどうぞ総理大臣は今回地方財政としては本當に輝かしい第一歩である地方税法の審議を基礎といたしまして、日頃總理の提唱せられるところの行政の簡素化を徹底せられ、それによつて地方自治の確立に御努力せられる總理の御所見をお伺ひいたしたいと存する次第であります。

○國務大臣(吉田茂君) 御質問の御趣意は誠に御尤もであります。私も先しても全然同意であります。これも先程ここで申し上げた通り、地方の行政機構なり、或いは各府県との権限の分配といひますか、事務の分配、又財政面においても地方において教育、或いは厚生施設その他において政府の支出、現在中央から支出しておるものが十分であるということも、殊に文部方面から教育費の問題については絶えず言われておりますが、これは一つは財政の状態にもよるのでありますが、同時に地方における教育費はこう／＼かくかくにいたすべきものであるという原則が確立せられることが教育につきま

しては必要であります。その原則を確立することにおきましては、新文部大臣は相当考へを持つておるようになり、承知いたしております。又中央集権、これは積年の弊でありまして、殊に戦争直後において、中央集権の弊がその戦争遂行の必要上相當に強化されたといふことは、これは事實であります。又統制を強化するといふような必要から、一層或るものによりますといふと戦争時代よりも強化されたものもあるであります。政府としては昨年以來、成るべく地方に移譲する、地方官庁に移譲する、例へば統制の問題にしましても、その他鉄道、いろ／＼な部分において地方に移譲を頻りに図つております。図つておりますが、未だ完成しないものは、たま／＼中央から地方に移したといふだけであつて、働きは十分でないといふこともあるであります。故に今日の情勢が或いは中央集権、余りに中央集権に片寄り過ぎておるといふ事実も我々は認めます。更に地方分権を強化するといふことも大切なことと考へております。併しこれも先程申し上げた通り、いろ／＼今日までの行きがかりがあり経過があり、一たん軽々しく移譲した結果が、又元に戻す方がよいといふようなことになることは、現に供出などのこともありまして、この行政簡素化のために、従つて中央と地方との間の行政機構の關係とか、或いは又規模等については相當考慮を要するものがあるもので、單に一時の思ひ付きとか、或いは一部の人の考へとかを採用することができませんので、地方行政委員会でありまして、これと行政監督庁との間において特に案を練り、且つ又これは私の主張であり

ますが、政党が真に本氣になつてそして地方の行政の簡素化を図り、或いは地方と中央との關係なんというものを結び付けるといふのは、やはり政党が政党の力を以てするのでない、積弊、と申せば少し言葉が強いのでありますが、今日の情勢としては多年の間のいろ／＼な原因が累積してここに至つたのであります。この現在の組織を破るのには政党の力にあらずんばできないと考へる。又政党がその本分の上から言つて見て行政の簡素化を図り、国民なり地方民の利益のために考へるということは當然いたすべきことでありまして特に政党として、自由党として考へております。未だ、成案を得ませんが、併しながら成案を得次第に議會にも報告して諸君の協力を得たいと考へております。

○中田吉雄君 大蔵大臣にお尋ねいたしたい。

○委員長(岡本愛祐君) 總理大臣に対する御質疑は外にありませんか。

○中田吉雄君 これは先般の地方行政、大蔵等の連合委員会でも財政経済の段階をどういふに御判断されるかという質問をしたわけであります。最近朝鮮事変が起きました、これに対する国民の見方が二通りあると思つてあります。これは非常に考へさせられる問題であると思つてあります。その一つは

大きな資本家その他の人は、この朝鮮事変が拡大することを望んでおるわけである。それは私先般大阪に参りました、それ／＼有力な実業家に会つた際にも、そういうことを言つておるわけ

であります。それから社会党の基礎である勤労大衆その他は、もう戦争はこりごりである。これが拡大しないことを望んでゐるわけでありまして、こういうふうになつたといふことは重大な問題でありまして、これは結局現在の経済政策は或る意味では成功であつたが、或る意味では不成功に終つた。それで最早その財政経済の政策を大きく転換せざるを得ない。即ち従来の消費を節約させて、インフレーションを抑制して資本を蓄積するといふことによつて、或る程度増産はできたが、それが捌けない。何とかこの恐慌を打開するために新しい需要の捌け口としまして、戦争をまあ望むといふような、アメリカといたしましては極めて近いうちに、短日月の間に朝鮮事変を終結しようといふものにも拘わらず、経済恐慌の打開のために、その拡大を欲するといふような、極めて民主主義の陣營に立つ日本として、矛盾した立場に追ひやられておるわけでありまして、そういう意味におきまして、従来のような直接投資によつて間接的な有効需要を喚起して、経済不況を打開するといふことは不可能でありまして、最早直接の方法によつて有効需要を喚起する。例へば米価を適當な水準に上げるとか、賃金ベースを改訂するとか、地方税を極めて軽くして有力な財源を與へることによつて、現在のストックに傾む経済界の不況を打開するといふ、こういう一環として、まあ私はこの地方財政の問題も取上げる必要があるではないか。特に今度の財政改革において、むしろ国税の体系よりか、地方税の体系が非常に大きな改革であります。我々といひましたもシャウブの

謳つておられます趣旨については極めて賛成でありますので、この税務機構の弱い地方公共団体、特に市町村が馴れるまでは極めてこの税率を低くして、むしろ平衡交付金を多くして、漸次新しい機構に馴れるに従つて、平衡交付金を少くして行くといふような方法が、この新しい事態に地方団体が適應するにいいではないかといふふうに考へますが、そういうことを考へえになりませんか。

○國務大臣(池田勇人君) 誠に失礼でございますが、御質問の要点は、地方団体の徴税機構が十分な経験がないから、當然困るのじやないかといふ御質問ですか。

○中田吉雄君 新らしい改革に適應するまでですが……

○國務大臣(池田勇人君) 私は新らしい改革に適應するまでとおつしやいます。もう地方財政にしましても、こういう税制で進んで行くべきではないかと思ひます。ただ私の懸念いたしたしたのは、附加価値税の問題が、その短期間に地方税の機構でなし得るかといふことは疑問にいたしておりました。たが、住民税につきましては、所得割が増加するので、従来もその程度のこととはしておつたのであります。金額が殖えたといふことだけで、大した支障はないと考へます。それから市町村の固定資産税でございますが、家屋税並びに地租は従来とつておりますし、これは賃賃価格の倍數でございます。ただ問題は除却し得べき資産につきまして、どう取扱ふかといふのが初めてのことであるのであります。従いまして、固定資産税の見積りにつきまして

いろいろな議論があつたのであります。が、我々これに對しましては、御承知の資産再評価を基準といたしまして、そうしてこれを各市町村にできるだけ早い機会に通報いたして、そうして市町村において適當な処置をとり得ると考へてゐるのであります。これは経過的の処置としていたします。確定は来年の十月だつたと思ひますので、それで行きますので、徴税について大した問題はないと思ひます。それから幸か不幸か、事業税も前の税法と余り變りはないと思ひます。税率が低くなつたといふことと、それから農業その他自家勞力を主とする原始産業につきましては、免税をいたしました關係で、余程樂になつて来たと思ひますのであります。擧げて加えて問題の附加価値税が二年延期になりましたならば、十分地方税をこなして行くことができると考へてゐるのであります。

○鈴木直人君 私に極めて事務的な具體的問題について二、三質問して見たいと思ふのであります。その第一点は今回地方税法が不成立になりまして、新しく現在審議中になつておるわけでありまして、その間に地方財政の善後措置として地方財政平衡交付金を概算交付しておくといふ点に關しては別といたしまして、大蔵省の預金部資金を短期融資するといふような措置をいたしておるわけでありまして、これに關しまして、先般我々地方行政委員が全国に派遣を命ぜられまして、各県市町村を調査いたしましたのであります。が、殆んど大部分の市町村におきましては、この手続が非常に煩雜である。従つてこのような煩雜な手続を以て短期融資するよりは、むしろ近くの銀行で借り

の方がいいと思ふぐらゐに手続が煩雜である。而も市町村等におきましては、直接東京に出ましてそして大蔵省に折衝をしなければならぬといふような事情もあつたりいたしまして、煩瑣に堪へない。非常に煩瑣である。而も相当経費がかかる。これを借りるために相当多くの経費もかかるといふようなことになるという訴えがあつたのであります。これにつきまして、その手続をもつと簡素化して、そして実情に即したような措置を大蔵大臣に採つて頂きたいと考へるのであります。これについて具體的に御方針を先ず第一に承りたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 地方税法案不成立に伴ひます空白緩和のための預金部の貸出しに對して、私はできるだけの手を盡したと思ひますのであります。先般この問題が閣議に上りまして、その際に申しおきましたが、四月から六月までの四百億円の平衡交付金はこれはもう即座に出しました。而して二百億円の預金部の融資につきましては、適用が遅かつたのであります。六月の二十日頃でございましたが、二百億円の予定をしておるに拘らず、四百億が六百億円しか出ていない。半分余りしか出ていない。これは貸すのは非常に面倒だから、こゝういふ非難があつたのであります。よく調べてみますと利子のつく金は後廻しにして、そうして利子のつかない平衡交付金を先に貸した、こゝういふのであります。こうして六月の二十日に六百億だつたと記憶いたしておりますが、その後におきまして、六月末の俸給の支拂いに対し

ながら大臣におきましてはそうお考へなつておるでしようが、第一線の事務官等において、往々にしてさういふ煩瑣な手続をやつてゐるということもあり得るわけでありまして。さういふ末端の第一線の方面も十分とつ御監督をお願いしたいと思ひます。

第二はその預金部資金の短期融資の利子の問題であります。これにつきましては別途必要な財源措置を講ずるというように、五月十九日の閣議で決定してゐるに關しておるわけでありまして、これにつきまして具體的にどういふような措置によつて別途利子の国庫負担といふことを行なわれるのであるか、いわゆる追加予算によつてこれを組むのであるか、或いはこれを支出するのであるか、或いはこれを一千五十億の上に更に地方交付金を増額してやるのであるか。勿論この交付金を増額するといふ方法は、これは平衡交付金の性質上紐づきの交付が困難であるといふことであるからして、その方法は採り得ないと思ひます。が、その具體的なやり方について、はつきりお答えをお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) この問題は他の機会にも問題になつたのであります。が、只今申し上げましたように四一六の間に百八十九億出ました。が、只今の六月末で百五十七億円の融資に相成つておるのであります。この七月にどれだけ出ますか、二百十八億円の平衡交付金を出した關係上、預金部からは予定の二百億円は上廻らなくとも済むだらうといふ考へを持つております。而してたとえ七月末におきまして尙二百億になつた場合において八月、九月、十月、十一月、或いはこの

地方税法の成立によりまして地方税收入の状況によりまして、この金額が減つて来ると思ふのであります。どの程度の残が来年度の三月まで残るか、各月の残が……、これによりまして地方の団体の実質負担が決まるわけでございます。而して、只今余り見当が付きません。而も又従来その税收入の關係上この地方税が成立しない場合におきましても相当程度の融資はしておつたのであります。通常の年におきましますところの融資がどれだけ不成立によりまして、本當にネットの融資がどれだけかといふ計算に相當の幅があると思ひますのであります。私は四月には一つもない、五月には六、七十億あつたと思ひます。例へば先程申し上げましたように、六月末が百五十七億、七月が二百億、八月が二百億、九月が二百億、こゝう計算して段々十月から入つて来ることにいたしました。四月が一つもないのであります。これを月平均百二十億といたしますと、金利が大體八厘程度かかります。金利が差引いたならばまあ大體三、四億、或いは四、五億くらいになるのじやないか、こゝういふ一応予定をいたしておるのであります。地方税の收入によつて利子のつくものを先に返すになつておればこれより低くなつて来るし、或いは三、四億、四、五億不成立によりまして特別の金利負担をどうやつて國が措置するかといふ御質問の点でございまして、私は只今預金部から地方公共団体に融資いたしております長期資金は御承知の通りに九分九厘四厘であるのであります。この九分九厘四厘、平均九分二厘でございますが、これが六分五厘、

或いは計算によりまして、六分六厘程度、即ち国債よりも一分程度上の利子にすれば思ひ切つて利子を二分七、八厘下げる、こういうことによりまして、只今長期債としてありますが、地方債が五百数十億円でございまして、これで七億四千九百圓出て来るのじやないかと思ひます。それから公共団体が地方の銀行その他から預金部以外で借りておられますその金額は二十五億乃至三十億と思ひますが、これは一割以上の金利を拂つておる。これを預金部で引受けて六分五厘或いは六分六厘、まだはつきり決つておりませんが、六分五厘にしたらならばこれにより浮いて来る金が四千万圓程度の利子負担が減るのであります。而して又三百億圓ばかり短期融資をしておるものが、今七分二厘くらいでやつておりますが、これをこれ又六分五厘乃至六分六厘程度にすれば、この三百億圓を通じて八千九百万圓、九千万圓くらい出て来る。こういたしますと地方の財政は相当これによつて裕とりが出て来ることになるのであります。而も又これを金繰りの問題から申しますれば、別に昨年一昨年来長期債として七年の年賦償還、或いは十年の年賦償還の貸付けがございまして、この七年を十四年にするとか、或いは十年を二十年の長期の年賦償還にしますというのと、大体私の見込みでは本年度或いは来年度におきまして四億四、五千万圓の財源が出て来る、これは利子が軽くなるというのではございせん。財政上繰延べます関係上四億数千万圓のものが出て来る、こういうようにいたしまして預金部が今まで高利貸のように九分とか九分四厘というのを六分五厘くら

いに下げてしまつて、これは預金部運用委員会にかけてやらなければならぬ、非常に手数数を要しますので、ものによつては八月と九月になつておりますが、九月乃至八月一日から始まる分の金利は六分五厘、或いは六分二厘程度に引下げます。今の空白によりましてこの地方自治財政の負担が軽くなつて来るのであります。そういう措置を採らうとしたしておるのであります。ただ貸付けの期限が条件がございまして、八月一日から始まるものと九月一日から始まるものとあるというのを御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木直人君 只今の御答弁によりまして、預金部の利子をずつと下げる、そして六分四厘程度まで下げてその点については地方団体は利子を支拂ふ必要はない、こういうことになるわけでありまして、又長期債につきましては返還年度をずつと繰り下げる、そして裕とりをとる、これも非常にいい方法だと思ひます。けれども、それでもまだ六分四厘の利子を支拂わなければならぬところの義務が残ると思ひます。このものに対して適當な必要な財政措置を講ずるというものは、もとより非常に少なくなつても、更に尙支拂わなければならぬところの利子が残るわけでありまして、地方団体が言うことによりまして、これは地方税が四月一日から実施することができなくてどうなつていくというの、これは政府の責任だとか、或いは参議院の責任だとか、国会の責任だとか、或いは政党の責任だとか、野党の責任だとか、こういうことが言われておるけれども、こういうことは問題ではない。責任を追及するのではない、ただ地方団体はこ

れがために四月一日からやり得るところの税をとることができないという現実が現れておるのであります。これは地方団体の責任ではないというわけでありまして、従つてこれだけの歳出増加を来すことになる。而もこれが新らしい地方税の下にそれだけの分は多く取れるというように特別の措置があるわけでもないのだからして、この分については何とかして国費を以てこの利子を補給して貰うという言、解決の方法を必要とすると言、今が言つておるのではありませんが、今の分につきましてはどうも解決していかない。これは六分五厘の利子をどういふふうにされるのか、これをお聞きしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 九分乃至九分四厘で貸してありますものを六分五厘乃至六分六厘にいたしますと、先程申し上げましたように七億程度のものがそれから出て来る。それから地方金融機関から借りてくる一割以上のものを預金部が六分五厘に肩代りする。それで三千九百万圓が出て来る。今までの昨年からやつておられます短期債の分をこれ又七分五厘を六分五厘に下げる、こういうことによりまして相当の余裕が出て来るのであります。預金部はそれだけ利益が少なくなるのでありますが、それによりまして空白の分の利子をうずめて尙余りあるから、これで地本全体としては我慢して頂けるのではないかと。ただ問題は今回の短期融資を派山借りて、それをどう調整するかという問題になつて参りますと、平衡交付金の分け方で加減して行くべきでないか、こういう考え方を持つておるのであります。

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 初めの問題で誤解があるといけませんから、私は大蔵大臣といたしましては、できるだけ歳出を少くいたしまして、国の負担を少くして、国民の租税軽減に努力いたしておるのであります。お話のように別個の国庫負担にして呉れなければ、預金部の金利の引下げとかどうとかということは事務柄が運うとおつしやいます。御承知の通り一昨年にござい

ます。只今はこれによりまして補正予算を組んだり或いは他の方法を講ずるよりも、これが一番根本に影響を及ぼさずに又スムーズに行き、又思ひ切つて金利を下げることによつて将来地方財政に裕りができるのではないかと、こゝういふ意味におきまして閣議決定いたしました。私は言つておるのであります。

○鈴木直人君 只今の大蔵大臣の御答弁では了承しかねるのであります。この点については併し今直ちにどういふことは考えられるわけでもありませんので、一応將來にその問題を残しまして、次の質問をいたしたいと思ひます。それは先程の質問の例にもあります。現在地方自治庁と大蔵省と両方これをやつておられる。そして實際の府県、市町村側のやつてゐるのを見ますと、地方自治庁で一応決定する、決定といひまして最後の決定じやありませんけれども、まあ一応の決定がある。そうすると今度はそれを大蔵省でやり返す。そういうふうなことで地方自治庁で決まりました。大蔵省まで行つて又再陳情をする。或る市においては自治庁で一千万円ばかり削られたのが、大蔵省でそれが殖えた例もあるといふことを聞いております。そうするとどうも大蔵省があつた方がいいといふ多くの方面の主張でありまして、そんなことも言うておりましたけれども、併し或る所では自治庁に認められたけれども、大蔵省で削られた。その間において起債をうまくやるというこのために、非常に頭とそれから費用と人と経費がかかる。それは端的に言へば御馳走をしたりお土産を

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

持つて行つたり、これが大変な仕事なんです。それで我々は実は起債の許可なんか要らないというふうなことで、一定の法律を作るべきだということを主張するのです。又そういうことを將來考へているというのを言うておりますが、併しながら起債をうまくやつたのとやらないのでは、その市長とか、町村長とかいうのは村民から彼奴はうまくやつたから来年も大丈夫だとか、あれはどうも起債がうまく行かないからあれは力が弱いということになつて、そのために非常に苦心を拂つておるというのであります。それが両方にやらなければならぬ実情であります。それで私はこの際にお聞きしたいのは、地方団体の費用の節約にもなることでもあるのだし、どちらか一本に窓口ができないか。そしてその間お互に相談をすることが必要でありまして、両方にいる／＼適用しなければならぬというふうな制度は、何とかしてこれは両大臣がおられるから、この際解決して貰ひたい、こういう事務的な問題であります。こういうところから本当は政治が、私は改正されるのが本当だと、こう考えますので、一応両大臣に一つ質問しておきたいと思ひます。

は、その必要な施設をその地方が建てて、そうして或いは住宅をその職員なり、そういう局長とかに建ててやるとか、まあそういうようなことが最も有利にやれる所に、そういうものを設置するといふようなやり方も非常にあります。ところが三つも四つも競争でありますから、あそこに負けちやいかんといふので大騒ぎになつて、何とか設置同盟会とかいふものを作つて、寄附を

募つてやるのでありますが、その結果やはり国から見ると非常に有利に寄付等を取りまして、そこに設置されるというふうな傾向もあるものであります。こういう傾向に対して、これは何も大蔵省だけではありませんで、各省であります。こういう点は一つ閣議等において各省において、そういうふうなことを今後やるのかやらないのかという点を一つ御検討をお願いしたいと思ひますが、この国の施設に対する臨時的な寄付金、勿論経常的なものもありまして、臨時的な寄付金等について御見解をお聴きしたい。

○國務大臣(池田勇人君) お話のような弊害はあるのであります。大蔵省におきましては、今まで出先官庁がございまして、建物その他につきまして寄付金をとつた場合はありません。外の官庁ではあるようであります。私は昨年或る地方に出張いたしましたところ、大学設備につきまして問題があつたのであります。商工會議所から、大学設備をして貰うと、寄付金を貰わなければならぬから、大蔵大臣止めて呉れ、こういう話を聞いて参りました。或る種の大学設備は断りました。予算上認めないことにしました。そういうことは財政を案ずるものでありますから、大蔵當局としては、地方税法改正案の一部に載つておりますように、寄付を強制的にとるといふことは国民の負担がそれだけ曲げられるといふことで、原則を立てておる状況であるのであります。従つて今後いろいろ陳情がありまして、地方民が寄付を出さなかりかんとするやうな場合におきましては、予算の査定上十分注意をいたしたいと思ひます。

○鈴木直人君 もう一点お聴きしたいのですが、災害の全額国庫負担につきましては、先程お話があつたようでありまして、私は予定をいたして参りましたが、これは止めます。最近盛んに国民側から主張されておる問題の一点をお聴きしたいのです。それは国税、地方税を通じまして、税を納めるのは現金で納めるという事になつておるのではありませんか、最近小切手も認められておるのではありませんか、それと、それを約束手形、或いは固定資産税などにつきましては、自分はこういう大きな固定資産は持つてゐるけれども、金は持つてゐないというものが非常に多いのでして、むしろそれを納めるためにはその家を売らなければならぬ、而もこういう固定資産は自分の所では要らないから、税の代りにとつて賣りたいといふことが非常に多いのです。そうしてそれをとつて賣つて国が適当に処分して貰つた方が自分には税は納められる。ところがその固定資産を売らないで、金で取るもので、金はないといふやうな状態があるものであります。こういう物納制度といふものをどういふふうにお考えになつておられるか、現在の法令、それから将来どういふふうになつておられるか。それからもう一つは、先程の、これは商工業者の負担するところの税でありますけれども、現在二ヶ月か三ヶ月の約束手形を持つてゐる、ところが二ヶ月後になれば必ずそれはできるのだ、併しなから最近銀行が相当緊めしているためにそれを割引して呉れない、そういう關係で事業も困るけれども、税を納めることが非常に困難だ、而も

すでに期限が来ており、何とかしてその期限に約束手形で納めることができれば、二ヶ月の間はゆるゆる強制的な徴収にもならないで済むし、又その延滞利もつかないで済むし、何か小切手と同じように約束手形の期間内におけるところのものを受領して、便宜を税として納めさせて貰うという方法がないか、これは商工業者側の大会において実はいつも聞かれることであるのであります。これは一方面的な考え方だと思つても、実際の情勢を見ると、なるほど尤もの点があるわけでありまして、この物納制と約束手形を税として取るという点についての、法律上の解釈、又将来の立法上の御見解等をお聴きしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 国税について申し上げますが、国税の納付につきまして特殊の小切手を使ひますことは、従来もやつておりました。これは十数年前から施行しておるのであります。が、約束手形を国税に当てるという議論は今まで聞いておりません。ただ問題は約束手形は納期その他の關係で、これは手数が非常にかります。不渡りになるといふやうなことも考えられますので、私は制度上約束手形或いは為替手形を利用することは困難だと思ひます。国債をもつて税の代りにやるとかといふ問題は、これは従来から非常にありますが、これは国債を整理するといふ特別會計の關係で相当厄介な問題もありませんので、国債までも使つておりません。小切手は使つておるのであります。

次に物納の御説であります。御承知の通りに、国税を物納する制度は、昭和十六年に相親税について始められたと思つてあります。そうしてその次には財産税で物納の制度をやつたと思ひます。御承知の通りに、相親税とか、財産税といふものは超過累進のかなりきつたものであるのではありません。昔でも相親税は五、六〇%の最高税率、財産税に於いては九五%、こういう超過累進の非常に強い税率の場合におきましては、物納という制度は税制上必要であると思つてあります。が、税率の一・七%、一・六%程度のごく低率の税の場合に物納を認めるという事は、制度上私は感心しないと思ひます。又認めてもそう大して効果はないと思つておられます。建物を物納すると申しまして、百万円の建物を物納して税金が一年に一万六千円、そのときに百万円のもの物を納めたら大変なことであります。実際、ごく低い税率におきまして物納といふものを認める例はどこにもないと思ひます。

○鈴木直人君 尙それに関連してお聴きたいと思ひますのは、税を實際納めようとしても現金がないといふやうなことは事実上あるわけであり、それは非常に多くなるわけですが、その際に税を納めるための金融をすれば、それは非常に多くなるわけですが、それは政府においてもお考えられておるといふやうな話を聞いておるのです。具体的にどういふやうな措置をとられるのか、いわゆる税を納めるための金融といふものをやつたかどうか、こういう点についての具体的なお考えを承りたいと思ひます。それから今の約束手形であり、それが不渡りになるかも分らんやうなものを国が受取るということは将来非常にそれは煩雜であるといふことは、これは

はまあその通りだと思ひますが、それならそこに何か一つのプールの外廓的な財団があつて、法人のやうなものがあつて、公同という評判は悪いのですが、そういうやうなものがあつて、そうして臨時的にそういうやうなものを引受けて、それが肩替りに税を納める、そうしてその公同のやうなものが今度は一手に約手なり或いは固定資産税といふやうなものに別途の外廓団体的な制度といふものについての御見解を承りたい。

○國務大臣(池田勇人君) 税の増昇のときに約束手形を国が引受けるという問題であります。公同とか或いは特殊の機關を設ける、こういうお話であります。これは私は原則として金融の問題であると思ひます。従ひまして、銀行が割引かんのを政府が特殊な機關を設けてやるという事は如何なものか。これはあく迄金融の問題であると考えておるのであります。然らば税を納める場合に金融はどういふやうな方法で付けておるかという問題であります。が、資金融通準備によりまして、納税のための金融は成るべく差控えるといふやうなことを昨年の春頃くらいまではやつておりましたが、その後税も相当重くなつて参りましたが、できるだけ税を納めるための金融も図つてくれるやうに、これは大蔵大臣として参ります。併しこれは個々の問題で、相手の信用の問題でありますので、どういふやうな特別の方法を取つておるかといふことはこれはここではつきり申上げるわけには行きませ

ん。どういふ税金であつて、そうして納税者がどういふ状況であるか、こういうことにつきましては個々の問題で、全般的に特別の措置を取つておるわけではございません。

○鈴木直人君 よろしいです。

○小笠原二三男君 只今の鈴木委員の第一の質問と第三の質問に関連して大蔵大臣の御答弁を願ひたいのです。

第一のこの地方税法案の廃案後の暫定措置の短期融資に関する利子の問題ですが、これは少額なものであらうとも、先程の大蔵大臣の答弁において、我々国会において地方自治団体に對して信頼を繋ぎ、又政府の責任の所在を明かにする点からいしましても、極めて不満なものがある。と申しますのは、先程鈴木委員も申される通り、このことが廃案になり、現行地方税法が廃止せられたのは、これは明らかにその後の措置においては政府の責任として処置すべきものであつて、これから生じた事態としての短期融資に關して地方がその利子までも負担するといふことは、これは誠に矛盾しておる問題であつて、あく迄も政府においてこれを措置して貰ふなければならぬ筋合であらうと思ふのであります。

然るに昨年度以来の短期融資、従来の短期融資等について、それを長期融資に書き換へる、或いはその利子を軽減する等において、結局は今回の短期融資に關する利子支拂いも一挙にそれをしなくともいふような総合的な調整ができておるから、地方において大した問題にならなうであらう。だから政府においてはそれは見なくてもいいんだと、こういう考え方はどうしても我々としては反對なのであります。

第一点としてお伺ひしたいのは、今回のことに關しての短期融資そのものも長期融資に書き換へて、そうして利子支拂い、或いは今後起るであろう徴税機構の不備その他に關して、予定通りの時期に予定額が徴収できない問題も勘案して、長期融資に書き換へて行く、そして利子支拂いも後の方に延ばす。最悪の場合でもその程度のお考えがあるかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 地方税法案成立の遅延に伴ひまする短期融資は、あくまでこの空白を是正するためにやつておるのであります。原則として後年度に繰越すべきものではないのであります。ただ徴税その他が非常に不如意になり、財政上或る団体が賄ひがつかんといふことにつきましても、地方税法案成立と別個に考えなければならぬ問題であると思ひます。昨年におきましても御承知の通り、昨年の四月から徴税その他を見込んで短期融資をいたしておるのであります。これはそういう範疇で検討すべきだと思ひるのであります。地方が最高二百億円くらいになると思ふのであります。これは今年度の徴収で拂つていくのが原則であるのであります。又私は来年の三月まではこれが支拂い得ると考えております。若し得なかつた場合につきましても措置については別途考慮しなければならぬ問題だと思ひます。

○小笠原二三男君 そうしますと、二ヶ月或いは三ヶ月の短期融資のものが、九月十月に支拂い得ないという問題は、今年度中において支拂いばいいような措置を講ずる、この程度のことばなし得るというお考えですか。

○國務大臣(池田勇人君) これは先程申し上げましたように、大体従来の短期融資と併せて月平均百二十億円くらいになるのじやないか。その計算の根拠は、四月には一つもございせん。五月に六・七十億、六月末に百五十七億、七月に二百億になり、八月二百億と續いて参ります。九月頃から入つて参ります。そうすると十月には二百億減つてくる、十一月には又減つてくる、十二月、一月には又減つて来る、三月末までには全部お返しになるとして、従来の短期融資と併せて百二十億くらいになるのじやないか、こういう考えを持つのであります。従いましう私に納期が始まつて八月九月から直ぐ二百億を先に拂へ、こういうふうな気持は持つておりません。地方の財政状況を見まして、適当な額を適當な時期に拂つて頂くことにしたいと思つております。

○小笠原二三男君 續いて本題に戻つて、政府は國の金で利子を見ることをしないで、結局は時期的には延びようとも、或いは國の融資したものについで利子引下げ等があらうとも、結論としては地方の自治団体に賄わせ、支拂わせるのだと、このことは政府の見解として変えられないといふことにならうのか。又検討するならば検討の余地があるのか、はつきりお答え願つて置きたい。

○國務大臣(池田勇人君) 只今申し上げました通り、地方の負担を少くするにとによりまして、その点で今回の利子が賄えるように、十分賄えるようにする、尙余裕があるような措置を取りたいと考えております。だから端的に國が

金を出すのではなくて、地方がそれを出すのだという見解になると思ふのであります。その通りですか。

○國務大臣(池田勇人君) 地方が出すとも決まつておりません。地方の今までの負担を國が軽くして國が背負うといふ、實質的には結局國が背負うことになりましよう。

○小笠原二三男君 では第三の方の質問ですが、寄付金の問題です。先程大蔵大臣も大學の問題を申しましたが、私も一、二の例を申し上げたいのです。が、現実に新制大學が六十いくつ作られて、各府県において或る県は二億、或る県は五千万円県内において寄付金を出せ、県費はいくら、市町村団体はいくら、個人の割當はいくら、それによつて校舎その他の設備費に充てる、こういうことを前提としてこの大學設置が認可せられて、地方に對してこの財政的なやり繰りに非常についている。これが一つの例です。第二の例として挙げらるならば、或る府県等においては従来高等学校なるものがない地域に、高等学校を当該町村が欲しいといふ場合には、県においては県費を半額出す。だからあとは当該関係の町村間において半額の寄付金を出せ。それによつて県立の高等学校を設置してやる、こういうことで本年度の予算においてもそういう決定を見ている県会があるのではありません。又或いは第三の例として申しますならば、これは大きな問題ですが、新制中學の校舎建設の問題であります。大蔵大臣は先刻御承知のことと思うのですが、過年度来の十五ヶ月予算で六十億圓という金が出ている。そのうち戦災復旧なり、官廳の義務教育の金が五億程度出ておつ

て、實際は四十数億の金が配分せられ、而も政府決定の方針に基く補助金としても、四十万坪くらいの計算違ひが出て来ておつて、これに對する財政的な措置を緊急に講じて貰ふなければならぬといふ事態がある。而も運営がでるようにするがための校舎建築のためには、今においても市町村はやはり寄付金を以て賄うといふようなことで四苦八苦しておるのが現状なのであります。文部關係の方の調査等でも百七億を欲しいと言ひ、或いは民間の団体の調査等で見れば三百二十億なければならぬ、こういうようなことさえ言つておる今日において、この寄付金を取らないように國において措置し、又地方に措置せしむる意味において、この法案中において、強制寄付を取つてはならぬ、させてはならぬといふ趣旨の立法をなさうとしておるのであるかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 従来の寄付金が幾らあるかといふことは、なかなか計算が困難でございまして、シャウ博士は一応これを四百億程度と見積られたようであります。従いましてそれを埋める意味において、今回の地方税の増徴も行われるのであります。そればかりでは勿論ございせん。そういう意味におきましても、地方税の増徴をしたのであります。私は趣旨をいたしましては、寄付金の強制といふことは許されたいといふ考えを持ちまして、地方税法案の改正につきましても賛成の意を表した次第であります。

○小笠原二三男君 いやもう具体的に突込んでお伺ひいたしますが、新制中學一校舎を標準町村で建てようとしても、満足なものを作るためには、四

百億円か五百億円かかる、半額を起債で見ても、地方税で見積ると言いますが、私は、地方税で見積ると言いますが、そうした金を税金を以て賄うというところは凡そ不可能ではないかと思ひます。こういう点について岡野自治庁長官に、今後そうしたことをさせないで、この地方税或いは起債等で賄わせるといふ言明がなされるかどうか伺いをし、又予算編成の責任者である大蔵大臣に対しては、この六・三建築の予算のいゝな技術的な基礎資料等の何といひますか、計算間違いと申しますか、調査のずれと申しますか、そういうようなことから当然、本年度は建築費予算を追加予算を以て計上して頂きたいというのが、我々の希望なのですが、これらについて大蔵大臣は如何お考えになつておるか、もくろみを立てておられるか、六・三の建築費に關してのみ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(池田男入君) 六・三制を完全にやつて参りますためには不十分であるといふことは十分知つております。併し財政の事情から申しまして、お話の通りに今後四百億円も五百億円も直ちに今年度、或いは再来年度に於いて出すといふような財政的な余裕は只今のところございません。これはやはり国民の負担といふことも考えなければなりません。いゝな経済事情も頭に置いて考えなければならぬのであります。我々ができるだけこれに努力いたしまして、お話の通りに十五ヶ月予算で、昨年度十五億、今年四十五億、これが精一杯であつたのであります。併し事情は十分知つておりま

すので、財政の許す限りにおいては、六・三制の費用を十分に累年やつて行きたいという気持は持つておりまして、校舎の問題以外に教員の再教育の問題もありまして、いゝな問題があるのであります。で、六・三制の問題は重要な問題であります。お話のように、本年度の追加予算で六・三建築の予算を出すといふことは只今のところは考えておりません。来年度はどうするかといふ問題につきましては、これは検討を加えなければならぬと思ひます。

○國務大臣(岡野清孝君) お答え申し上げます。その点につきましては就任早々、文部大臣からお話がありました。大変困つておる、こういうことでございまして、事情を聞きまして成る程困つておるのとは本當らしく、その意味におきまして國務大臣、大蔵大臣、私と協議して、そして何とかが考えて呉れないかといふようなお話がありました。が、この税法案に非常な忙がしうございまして、まだよく話合もつておりませんけれども、只今大蔵大臣が言明したては今年度は出そうもないようでありまして、この辺のところは文部大臣の意向をもう一度聞きまして、私も、自治庁の長官としても又意見を作りまして、三者協同で考えたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方の強制寄付に關する禁止規定を地方税法の中に入れたために、今年度におきましては一切もうそういう強制寄付をやらないといふことになつておるにも拘らず、何かその辺で財源の心配をしなければならぬ、實際問題として強制寄付が又起りはないかといふ、こういう意味の御質問だと思ふのであります。この点は今の今年度の地方財政全体の計画といたしまして四百億のうち三百億の強制寄付、いわば代税寄付のようなものは財源の中に取入れまして、予算の上でこれと考えることにいたしておりますから、従つて強制寄付に相当する部分といふものは、すでに千九百八億の地方税並びにその全体の枠であります四千八百億の枠の中に一部組入れて考へておるわけでありまして、従ひまして私共といたしましてはこの地方税法案が通りますれば、本年度におきましては、そういう強制寄付といふことは原則としてなくし得るものだから考へておる次第でござい

○小笠原三三男君 それはどうもおかしいので、全国的に、一般に昨年の資料などによつて、そして寄付金といふものを四百億見込んであるから、千九百億の地方税で賄ふのだといふこととでありまして、二十五年度に新規事業として新制中学の校舎を作ることを何月の町村会であるかが議決する場合にあるのであります。それは何等見込んではない等々なんです。そういうものについてはどうし、そういうことが行われる。或いは過年度以来行われておるものについて、大日の寄付であるから、これは地方税或いはその他で見ると、只今の答弁をそういうふう

に解釈、了解できるならいいのです。併しそれは又別なんだといふことならおかしいといふことになる。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の点でございまして、これは差上げてあります。地方予算の推計の表の中にも、寄付金の問題を考えておるわけでございまして、要するに寄付金の三百億といふものを、一般の税その他の財源を以てこれに代へることを建前といたしております。そういう見地から四百億のうち三百億の強制寄付といふものは、本年度は解消できる、かように考へておるわけでありまして、具体的に強制寄付を以て賄なつて参りました。従つてその費用を今年度という財源を以て当てるかといふことは、それはそれ、市町村の事情によると存じますが、私共の全体の財政計画の上におきましては、しばしば申上げましたように、三百億の強制寄付といふものは、これは消し得ると、こういう考へ方で立案をいたしておるのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の三百億の寄付の外に、本當に自主的な意味の寄付金、これを約百億と考へておるわけでございますが、そういう種類の寄付者の、本當に善意によりますものは、これは當然残つて来るわけでございまして、そういうものがこれは若干残るであらう。一応百億と考へておるんですが、そういうものの以外に一般の寄付といふものは、詳いようでございまして、これは差上げてあります。併しこれは消すように考へておりますし、又これは府県市町村等におきまして、そういう建前で全体の財政の運営を考へて貰いたいのでありまして、かように考へております。

○小笠原三三男君 それでは端的にお伺いしますが、新制中学の校舎建築に關する寄付ですね、これは自主的な、誠に良心的な善意のある寄付であれば、それはお互いに寄付して学校を建て、地方税或いは国で見るといふのは議論の外である。こういう具体的なにはそういうものの範疇に入るのです。が、新制中学の校舎建築に關する費用は……

○石井政府委員(鈴木俊一君) 寄付の形態にはいゝあると存じます。例えば市町村民税の頭に被せましてかけて行くようなのが一番典型的な、これは強制寄付と申しますか、代税寄付の形態であると思ひますが、そういうような形のものをご政府としては解消したいと考へ

ておるわけでありまして、真に自主的なものにつぎましては、これを拒む必要もございせんし、又そういう寄付を受けることはむしろ地方自治のいい点でもあると思ひます。然らば具体的にどれが強制寄付であり、どれが任意的な寄付であるかということにつきましては、これはやはりそれ／＼の市町村の実情に応じて考えなければならぬのでありまして、そういう寄付を強制寄付と見るか、或いは任意的な寄付と見るかは、これはそれ／＼の地方議會なり地方の市町村なりの運用の問題でございまして、そういう運用の衝に直接当りますところの地方の議會なり、市町村長の人達が、果してこれはこういうことをやるべきか、やるべきでないかというのを住民の批判に応へつつこれは処理して行くべき問題と思ひます。

○小笠原二三男君 それは鈴木政府委員のお話は非常におかしい、私はもつての外だと言ひたい。と申しますのは、新制中学の校舎、或いは教育、或いは経費というものは、国で決めておる義務教育なんです。義務教育に必要な設置費というものが、その住民の自然好意による寄付で賄われていいのだというお話はおかしいと思ひます。少くとも地方の市町村で賄えない、国も賄えない実体から、各市町村の住民が困り抜いた中から寄付をしておる現情なんです。これがやつぱり市町村会なりその他自治団体が合意の上で寄付徴収を決めれば、それも寄付の中に入つたつてかまわないというふうなことは、政府の責任ある方として答弁ができるかという問題になつたら、私は問題があると思ひます。一つは岡野大臣にこの

新制中学の校舎の設置費について地方自治団体の寄付というふうなものは地方財政法の中の寄付行為の禁止に抵触するか、しないかという点についてはつきり解釈上の疑義を拂拭するような御答弁を願ひたい。

○鈴木直人君 只今鈴木政府委員のお話によると、六・三制によるこの新制中学校の国の負担というものは、大体十五億、本年度は四十五億でもういいのだ、あと負担せないでいいのだ、その後はこの地方税法が通れば、平衡交付金の千五十億を含めてこの地方税法が通ればこれは自然財源を地方市町村に與えてゐるのであるからして、それでやれるのだ。従つてもうこの法案が通つた後は国が六・三制の臨時建築費を出す必要が財政的になくなるのだというふうに私共には聽えるような気がするのですが、そういうのでなくして、要するに六・三制に対するところの国が出す負担というものは、六十億については中学校においては一人いくら、小学校においては一人は一人いくら、小学校においては一人は一人いくらという坪数を決めて一応その段階は済んだ形になつてゐるのですけれども、併しながら實際の情勢を見ますと、六十億を支出しても、まだその標準に達してゐない実情である。従つてその点と更にもつとよく、もう少しよくしなければならぬ。最小限度に全国の六・三制の中学校には全国の平均をその程度までしようというプランで行つてゐるのだ。順次着々とよりよき状態で国費でもつて更に取つて行くというふうに、私共は政府から聽いておりました。併しながらこの税法が通れば、もう六・三制に対する建築費予算というものは打切つても、地

方団体でやつて行けるのだということではないと私はこう考えたのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(鈴木俊二君) 先程の小笠原さんに対する答弁で、小笠原さんが私の答へました前提をちよつと別にお考えになつてゐるようでございますから付け加えて申し上げますが、私が申し上げましたのは寄付金の一般原則論でございます。今御指摘になりました義務制の学校の建設費、こういうものはそれぞれ負担の区分がございまして、それに従つて市町村の負担すべきものはこれは負担しなければならぬ、国が負担すべき負担は国が負担する建前があるわけでありまして、そこで今の平衡交付金から申しまして、市町村なり府県なりが負担すべき必要の経費に對しましては、基準財政需要額の測定に差額がございまして、それを国から平衡交付金で出す、こういうことになつております。それから鈴木さんの御質問の点もやこれに関連した問題と思ひますが……

に交付せられますことになつておりまして、これは、地方の基準財政需要額と見合ふ場合におきましては、これを見込んでおりますから、従つてもしもそういうものが消えてなくなる場合におきましては、全体の財政計画に穴があくわけでありまして、従つて今年度といひましては、今の四十五億という数字はこれを見込んでおりますから、そういう建前で平衡交付金の額もそれと見合つてきておりますから、来年度以降におきましては、この点がどうなるかという点に關連いたしまして、平衡交付金の額に増減が出て来ると思ひます。

○鈴木直人君 そうしますと来年度におきましては、平衡交付金が千五十億であつたならば、当然この四十五億……六十億というものは国費で同じように賄われるものである。この中に本年度は四十五億というものが、ちやんと含んで、それは国から賄ふこととして、平衡交付金が百五十億出て来ることは決つておるのだ、来年度の千五十億という点に於いては、国から文部省からの四十五億というものがやはりそこに当然継続される性質のものである。若し四十五億が継続されたとすれば、千五十億に、更に四十五億を殖した平衡交付金になるのだ、こういうことになるのではないですか。

だんと減つて来るではありましようけれども、外のそれ／＼の経費との關係におきまして、仮に總額が千五十億というふうになりました場合におきましても、どういふふうに見込めるかということは、やはり今から予測いたし難いというふうに考えております。

○小笠原二三男君 岡野大臣に簡單な答弁をお願いしておたのですが、申ししますのは大臣立たれないから、もう一度申ししよう。大蔵大臣は本年度追加予算を以て、政府決定の標準教室を設置せしめるだけの補助金を出す意思が、現在のところないというところをおしやつたのです。従つて地方財政の問題を随う主管である大臣の方では、そうしなさい、地方財政の中にはある寄付行為の禁止の中には、この六・三の建築費の寄付というものは入らん、これは寄付でやつていいのである、こういうふうにお考えであるかどうかというのを簡單にお答え願ひたい。

○岡野大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。先程から六・三制の建築費について幾々御質問がございまして、ようございまして、これは国費で負担すべきものが本則であるとは私共は考えております。その意味におきまして、文部大臣も非常に心配されて相談をかけられておるのであります。併し本年度は、今大蔵大臣が申上げましたように中央財政の方からは、今まで出した額より出すべきでないというふうになつております。そこで私は、先程申上げたようにできるだけ文部大臣と大蔵大臣と私とよく協議しまして、来年度はできるだけ大蔵省から出して頂きたいという協議をしようということを御答弁を申上げる次第であります。

○小笠原二三男君 そうしますと来年度から、その金を出して頂くものとして、本年寄付行為した者もその金を以て償還して頂くかどうかお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(池田男爵) 具体的問題につきましても申し上げられません。ただ問題は本年度におきまして、六・三制の建築資金を出すという事は、只今のところ考えておりません。来年度予算におきましては財政の状況によつて検討したいと思ひます。御質問の点は、この法案には強制的に寄付金を住民に割当てて強制的に徴収するやうなことをしてはいかんとする原則を講じておるのであります。この原則は今御審議中であるのであります。

○國務大臣(池田男爵) 六・三制である道路の改築であるやうな、今まで本年度において寄付をすることに決まつておる問題にこれは適用になるかどうか、こういうお話でございまして。法律が施行になりましたら適用になるといふことも、併しだからその六・三制であつても任意寄付ならば、この規定に抵触するわけではないのであります。

○小笠原二三男君 そのところが私はおかしいのです。これは道義的な、精神的な立法であるといふことは鈴木政府委員からも前に伺つて、或る程度これは了解が行くのであります。併しこれを閣議決定して国会に出された責任ある大臣の答弁としてはおかしいと思ひます。そうした寄付を拂拭するためのこれは地方税法であり、或いは地方財政法の一部改正なのであります。これに対する裏付けを考へて頂けないで、任意であればそれで仕方ない

のだというふうな御答弁は私はどうも聞き逃がせぬ。若しもそうであるならば、その点をお伺いしたい。もう一度何とかこの点はお答え願ひたいし、大蔵大臣には特にその六・三の建築予算について、標準的な計算に基づき、それでさへも賄ひ切れぬものである現状において、本年度追加予算が出せないといふことは、筋合いは上言えないのじやないかといふことを私は主張したいのです。この二点についてもう一度しつこいようですけれどもはつきりお伺ひしたいのです。

○國務大臣(池田男爵) これは地方税法の法案に書いてありますやうに、住民に割当て、強制的に寄付を徴収することはいかんとするものであるやうな、これが六・三制であるやうな道路の建築であるやうな堤防の改築であるやうな事柄は同じであらうと思ひます。

第二に今年度追加予算或いは補正予算を出して、これで標準の建築、標準の坪数の建築をすべきではないか、こういうお話であります。私は今年度はいたしません。只今のところしない考へてございします。

○小笠原二三男君 それでは技術的な部面では鈴木政府委員にお伺ひします。が、先程から寄付のことは見ておるのだといふことでありまして、六・三制の建築費も大きな寄付行為でありますから、多分既定計画においてはこれは見ておつたものと了承するのであります。そうしますと、本年度の地方市町村における予算において、そうした建築費予算を盛り込もうとするところに對しては余體的な予算の計上のし方、その他における十分なる指導を與えて、

寄付等のことのないやうな措置を講ぜられるやうに御指導が願へるかどうか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この法の趣旨は、若しこの法案が通過いたしますれば、それ〴〵地方財政委員会から地方団体に連絡をいたしまして、この地方財政法の一部改正の趣旨が徹底するやうにいたすべきものと考えております。

○委員長(岡本愛祐君) 小笠原君に申し上げますが、大蔵大臣……

○小笠原二三男君 もう終りなんです。この問題は重要でありますので又保留して置いて再度質問を申し上げます。

○中田吉雄君 大蔵大臣に質問といつても希望なんです。具体的に例を申し上げますと、どの県もそうだろうと思ふんですが、鳥取県に例を取つて見ますと、新制大学を造りますのに、五ヶ年計画で臨時費を一億四千万を要する。経費については文部省で負担するが、臨時の新制大学を整える施設については年次計画で地方で一つ賄つて欲しい、こういうやうな状態で、鳥取県におきましては、昨年二千五百万円の寄付を大體調達したわけでありまして、ところがこれを町村に割当てるものでありますから、或る小さい郡のごときは、十七ヶ町村のうち十ヶ町村の町村長は、新制大学の寄付が集まらんために責任を負つて全部退職しておる。先般も一人辞めてしまつたやうな状態です。そういうやうなわけで新制大学の寄付が新たに加わりまして非常に困つておるわけでありまして、本年度も五ヶ年計画の第二年目といふこ

とでありまして、二千五百万円くらい調達しなければならぬ、ということ、非常に困つておるところであります。ところが地方財政法によつて国の施設に對して府県が金を出すことはできんといふので、県が新制大学の設備をいたしまして、国家に寄付をするといふやうな脱法的な行為をやつて、その財政法の規定を免れながら、地方が非常に困つておるわけでありまして。一つこの点、国家財政多難の折ではありましようが、一つ何とか、東京なんかの例えは旧の帝国大学、京都の帝国大学といふやうなものは、拡張するにいたつて、その附近の住民は何ら個人的な寄付をしなくても、国家の文化機関の恩恵に與り得ますのに、地方の機關だけ、国家の大学であるにも拘らず、そういうふうになつてはならぬといふ点がありまして、何とか一つ新制大学の一応の整備ができるだけの、臨時費についても、特別の御配慮をお願いしたいと思ひます。

○石川清一君 今朝程質問をいたしたのに関連をいたしたのであります。が、この平衡交付金の交付に當りまして、文化施設に對する云々と申しましたのは、このことを指しておるのでございまして、特に町村においては、その収入の主体が固定資産税と市町村民税でございまして、市町村民税の大半が国民の所得に俟ちます。又固定資産税については、固定資産の主として土地と農地に注がれるといふ、特にこれは農村府県、農村の市町村においては、その農村の収入が日本の平均反収以下の町村でありましたならば、負担力が本當にないといふことがはつきり分つて参りました。これらの欠陥が今日まで相当累積されておるのであります。そのことが新制中学の設置について、各町村、各府県に大きな現在ハシデキヤップをつけておるところであります。この一本の国税と、一本の体系の上に立つ地方税制が、若し不幸にして通過いたしましたならば、その今までの矛盾をカバーするのは、平衡交付金における文化的施設の面より残されてないと思ひます。教育費の基準においては、平衡交付金の中に、これは人口比で割ることにはいたしてあります。従つて、純農村のやうに、広般な面積に人口を持つております、県、町村の教育費といふものは、実に負担能力といふか、その規模の中で困難といふものが予想されるのであります。この点今朝程御質問いたしましたら、文化施設に對しても一様に機械的に取扱うのだという御答弁がございましたが、この際同じやうな形に町村が地方財政の上でスタートを切るといたしましたら、せめて平衡交付金の一〇〇の面が、又は今日の臨時暫定的な支出の面が、何とかカバーして、同じやうなスタートで、文化国家としての文化施設を市町村、府県が持つていくやうな方に政治的な面を持たれてはどうかといふことを、今朝程もお尋ねしたわけでありまして、機械的な御答弁に終つたわけでありまして、重ねて大蔵大臣に、併せて國務大臣にお尋ね申し上げます。

○國務大臣(池田男爵) 前の御質問に對しましては、なか〴〵即答しかねるのであります。最近早稲科大学が各地

り分つて参りました。これらの欠陥が今日まで相当累積されておるのであります。そのことが新制中学の設置について、各町村、各府県に大きな現在ハシデキヤップをつけておるところであります。この一本の国税と、一本の体系の上に立つ地方税制が、若し不幸にして通過いたしましたならば、その今までの矛盾をカバーするのは、平衡交付金における文化的施設の面より残されてないと思ひます。教育費の基準においては、平衡交付金の中に、これは人口比で割ることにはいたしてあります。従つて、純農村のやうに、広般な面積に人口を持つております、県、町村の教育費といふものは、実に負担能力といふか、その規模の中で困難といふものが予想されるのであります。この点今朝程御質問いたしましたら、文化施設に對しても一様に機械的に取扱うのだという御答弁がございましたが、この際同じやうな形に町村が地方財政の上でスタートを切るといたしましたら、せめて平衡交付金の一〇〇の面が、又は今日の臨時暫定的な支出の面が、何とかカバーして、同じやうなスタートで、文化国家としての文化施設を市町村、府県が持つていくやうな方に政治的な面を持たれてはどうかといふことを、今朝程もお尋ねしたわけでありまして、機械的な御答弁に終つたわけでありまして、重ねて大蔵大臣に、併せて國務大臣にお尋ね申し上げます。

○國務大臣(池田男爵) 前の御質問に對しましては、なか〴〵即答しかねるのであります。最近早稲科大学が各地

り分つて参りました。これらの欠陥が今日まで相当累積されておるのであります。そのことが新制中学の設置について、各町村、各府県に大きな現在ハシデキヤップをつけておるところであります。この一本の国税と、一本の体系の上に立つ地方税制が、若し不幸にして通過いたしましたならば、その今までの矛盾をカバーするのは、平衡交付金における文化的施設の面より残されてないと思ひます。教育費の基準においては、平衡交付金の中に、これは人口比で割ることにはいたしてあります。従つて、純農村のやうに、広般な面積に人口を持つております、県、町村の教育費といふものは、実に負担能力といふか、その規模の中で困難といふものが予想されるのであります。この点今朝程御質問いたしましたら、文化施設に對しても一様に機械的に取扱うのだという御答弁がございましたが、この際同じやうな形に町村が地方財政の上でスタートを切るといたしましたら、せめて平衡交付金の一〇〇の面が、又は今日の臨時暫定的な支出の面が、何とかカバーして、同じやうなスタートで、文化国家としての文化施設を市町村、府県が持つていくやうな方に政治的な面を持たれてはどうかといふことを、今朝程もお尋ねしたわけでありまして、機械的な御答弁に終つたわけでありまして、重ねて大蔵大臣に、併せて國務大臣にお尋ね申し上げます。

○國務大臣(池田男爵) 前の御質問に對しましては、なか〴〵即答しかねるのであります。最近早稲科大学が各地

り分つて参りました。これらの欠陥が今日まで相当累積されておるのであります。そのことが新制中学の設置について、各町村、各府県に大きな現在ハシデキヤップをつけておるところであります。この一本の国税と、一本の体系の上に立つ地方税制が、若し不幸にして通過いたしましたならば、その今までの矛盾をカバーするのは、平衡交付金における文化的施設の面より残されてないと思ひます。教育費の基準においては、平衡交付金の中に、これは人口比で割ることにはいたしてあります。従つて、純農村のやうに、広般な面積に人口を持つております、県、町村の教育費といふものは、実に負担能力といふか、その規模の中で困難といふものが予想されるのであります。この点今朝程御質問いたしましたら、文化施設に對しても一様に機械的に取扱うのだという御答弁がございましたが、この際同じやうな形に町村が地方財政の上でスタートを切るといたしましたら、せめて平衡交付金の一〇〇の面が、又は今日の臨時暫定的な支出の面が、何とかカバーして、同じやうなスタートで、文化国家としての文化施設を市町村、府県が持つていくやうな方に政治的な面を持たれてはどうかといふことを、今朝程もお尋ねしたわけでありまして、機械的な御答弁に終つたわけでありまして、重ねて大蔵大臣に、併せて國務大臣にお尋ね申し上げます。

に設けられましたが、これは全部国で賄うという事はなかなか困難な問題であると思います。第二の御質問は、平衡交付金から特に文化的教育の方面へ特別の枠を出したらどうか、というお話ですが、これは私の所管外でございまして、今ここで申し上げない方がよろしいと思います。

○委員(岡本義祐君) 大蔵大臣に対する御質疑はこれでよろしくございすか……それは又お願いいたしす。

○政府委員(鈴木俊一君) 先程の御質問に關連して、石川さんにお答え申し上げますが、面積の關係を平衡交付金の算定の上で見ないということでございますが、これは補正係数と申しますか、一般の基準としてはそれと實際の数値をとつて参りますけれども、その數値を、例えば氣候の寒冷度の關係でありますとか、或いは都市人口の占める割合でありますとか、或いは人口の密度でありますとかいつたような、それらの地方の實態を反映するような係数をとつて参りまして、そうしてそれによつてそれぞれの具体的な費目が、より実情に即するよう

に、把握できるように仕組を考へておるわけでありまして、そういうようなことによりまして、今の教育費關係につきましても、學校數なり、學級數なり、生徒數、児童數というようなものを以て一応測定いたしましたものを、今申上げましたような、そういう補正係数によつて補正をいたしまして、そして教育費を算定するわけでありす。これはそれらの地方の實情に應ずるようであるものと、かように考へておるわけでありす。

○中田吉雄君 只今のお話ですが、この前の委員会でも、地方財政委員會の事務當局者に、その計算の基礎資料を提出して貰いたいと思つておつたのですが、まだできないので、再度要求して置きたいと思ひます。それで關連した質問ですが、そういうやり方で平衡交付金を算定するという趣旨は、それだけの標準經費を都道府県、市町村において使つて、教育を賄ひ、或いは土木なら土木の方の金を賄つて欲しいという意圖でやるのだと思ひますが、そう考へてよろしくございすか。

○政府委員(鈴木俊一君) この平衡交付金制度におきまして、基準財政需要額として測定をいたしておりますが、それの費目の經費でありますけれども、それはいづれ最低限の一つの水準と考へまして、それを勿論上回つて各種の施設をやつて行くということは、これを望みこすれ、これを抑制するといふ氣持は全然ないわけでありす。ただそういう最低限の施設をするために必要な經費は、若しそれを賄ふべき基準の收入が足りないならば、因から平衡交付金という形で出すと、こういう趣旨でありますから、決してそれに限定をするという意味では毛頭ないわけでありす。

○中田吉雄君 その方は誠に結構なんです、が、下回るといふのは、即ち臨時的に土木事業の方に今年度金がかかる、そして教育費の基準經費の方を切つてそつちに廻すというやうな、そういうやうなやり方は望ましくないといふものが賄われる、こう考へてよろしいかというのです。即ち、逆に裏返して言ふならば、その計算の基礎に

よつて渡されておる範圍の金額は、最小限度といへども地方において予算化するのが望ましいと、こういう趣旨で財政委員會が考へておられるか、こう考へてよいかというのです。

○政府委員(鈴木俊一君) そういう地方団体の經費支出につきましては、法律なり、或いはこれに基く政令等によりまして義務的な支出になつておりますものと、そうでないものとあつて存じます。義務的な支出になつておるものにつきましては、これは地方団体としては當然にそれだけを出さなければなりません、そうでないものにつきましては、今の平衡交付金算定の基礎になりまして基準財政需要額というものは、必ずこれを出さなければならぬといふものではございせんけれども、先程申上げますように、平衡交付金の趣旨は、地方団体の行政の水準をできるだけ均等化し、均衡化しようといふところに狙ひがあるものでございすから、そういう程度の經費は、最小限度の經費として支出して貰ふことが望ましいと、こういうわけでありす。然らば、これを支出しなかつたときに、直ちにどうするかということ

はございせん。その水準を維持するために、主管の、例えば教育費でございすならば、或いは文部大臣から勧告をするとかいふやうな途はそれぞれの特別法なり、或いは平衡交付金という、そういう根拠の規定がございすするが、そういう勧告権を働かすことはできませんけれども、それを必ず支出しなければならぬという法制上の建前ではないわけでありす。

○小笠原二三男君 文部大臣が勧告するなどということとは、これは法律的にはあるけれども地方自治団体からすれば尻の河童なのでありまして、自治庁自体から説かれることの方が圧力を感じ震え上る。で自治庁自体でもその法の精神から見、或いは財政委員會の平衡交付金の交付の趣旨から鑑みて、そういう場合に何ら罰則やその他のことないにしても、予算編成上の措置について指導をして、そういうやうなことを少なからしめるということについては、積極的に努力をして頂けるものであるかどうかということをお伺ひして置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この基準財政需要額に相當する經費を地方団体が出すことが望ましいというところは先程も申上げた通りであります。それを正當な理由なくしてその關係の費目を全く出さないといふやうなことは、これは適當でないだらうと思ひます。これは甚だしく減額するといふことも適當でないと思ひます。そういうことの具體的の指導は結局地方財政委員會と地方団体との關係になります、その基本的精神はやはり以上申上げましたやうな趣旨で指導すべきものであらうと思ひます。

○小笠原二三男君 それならば今後において地方自治庁においてはこの平衡交付金の交付の状況、その使用状況に鑑みて、その趣旨がもつと活かされるという最上の計画があれば立法化してもよろしいといふやうな御用意な持つておられるかどうかお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) それらの、例えば衛生費にしましても、厚生費にしましても或いは教育費にいたしましても、若しも国といたしまして、各地方団体が必ずやういふ種類の施設をやらなければならぬ、こういう強い國家的統制を必要とするやうなものがございすならば、そういう特殊な施設の維持を義務付けるところの法律を作るべきであらうと思ひます。例えば學校教育のための施設基準法といふやうなものを作つて、教育施設の最低限度としてその義務付けをするといふことは必要の場合があるかと存じます。これを厚生費につきましても、労働費につきましても、ものによつてはそういうものがあらうと思ひます。が、それまで強い國家的統制を加へる必要のない經費もあると存ずるのであります。それからもう全然地方の任意に任じていいものもあると思ひます。それらはこれは經費の性格によつて違つて来ると思ひます。

○石川清一君 一応念のために御質問して置きますが、北海道の別海村という村を例にとりますと、四国より一ヶ村がちよつと小さいくらの村がありまして、そういうやうな町村においては、新制中学校を十校くらい持たなければいけないという状況にありまして、人口の非常に緻密な、而も近代的な産業を持つておる市町村は僅かに一校二校でよい、こういうやうな町村の比較をみました場合に、非常にその財政的な面、或いは面積等の關係で新制中学校の建築が非常に遅れておる。こういうやうな例が特に貧弱な農村の府県、市町村にあるわけでありまして、それを今度の平衡交付金、或いは特別交付金で何とかして追いつくことが出来るかどうかということをお尋ねして置くのであります。これを追いつくこと

營にすべきにして、地方財政の自主的な且つ
のでありますが、その中にも御承知の
ように、「国は地方財政の自主的な且つ
健全な運営を助長することに努め、い
やしくもその自律性をそこない、又は
地方公共団体に負担を転嫁するような
施策を行なつてはならない。」という
ふうな第二條第二項に明文があるわけ
であります。従いまして先程来いろいろ
御指示があらまするが、国の施設な
り、或いは具体的例として、新制大
学の設備等に際しまして、寄付の問題
等があるのであります。地方財政を
所管しております地方自治庁なり、
或いは地方財政委員会といたしまして
は、地方財政の運営はこの地方財政法
の趣旨に則つてやつて行きたい。従つ
てこれに合うような工合に国としてそ
の財政面、或いは具体的には寄附等の
問題についても処理してほしいという
ことが望ましいということを考えてお
る次第でございますので、我々の氣持
は十分に御了承が頂けるのではないか
と思うのであります。で、義務教育費
の問題につきましても、義務教育費国
庫負担法がございまして、国と地方団
体の負担区分に応じた仕事になされ
るわけであります。それは従来の方法

としてあつたわけですが、それについてもその際におきましてもいろいろと問題がありまして、例えば定額制の問題等と関連しまして、いろいろ御議論があつたことも記憶に新たなるものであります、我々の立場といたしましては、この地方財政運営の基本原則に立脚してやつて参りたいということを、この際申上げて置きたいのであります。

○小笠原二三男君 それでは先程の事

委員

委員長

理事

委員

1. **Introduction**

安井 謙君
小笠原三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
鈴木 直人君
石川 清一君

内閣総理大臣

吉田 茂君
大蔵大臣 池田 勇人君
内閣官房長官 岡崎 勝男君
政府委員 岡野 清豪君
地方自治 小野 哲君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
地方自治庁 奥野 誠亮君
財政課長

内閣官房長官

岡崎 勝男君
岡野 清豪君
小野 哲君
鈴木 俊一君
奥野 誠亮君

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、地方税法成立に関する請願

(第二号)

狩猟者税撤廃に関する請願(第三号)

一、土地家屋に対する固定資産税軽減の請願(第四五号)

一、地方税法修正に関する請願(第四六号)

一、赤十字事業に対する地方税減免の請願(第五八号)

一、旅館に対する地方税減免の請願(第六一号)

一、土地家屋に対する固定資産税軽減の請願(第六七号)

一、宮城県白石村、吉田村との郡村界決定に関する請願(第一二二号)

一、トラックに対する自動車税軽減の請願(第一三八号)

一、地方税法中一部修正に関する請願(第一四八号)

一、地方税法成立に関する陳情(第一四号)

第二号 昭和二十五年七月十二日受理

地方税法成立に関する請願

請願者 横浜市議会議長 小沢二郎外十三名

紹介議員 橋本萬右衛門君

地方税法は、わが国地方自治体の税制、財政確立上その基礎をなす國期的法律案であつても、わが國地方自治体の財政基礎に動搖をきたし、ひいては市政運営上重大な支障を生ずるおそれがあるから、すみやかに本法律案の通過成立を図られたいとの請願。

第三号 昭和二十五年七月十二日受理

狩猟者税撤廃に関する請願

請願者 広島県比婆郡庄原町大

一ノ一 錦織重雄

紹介議員 橋本萬右衛門君

狩猟は、農林産業の健全な発達を期する行為であり、高尚な自己訓育であつて、その行為が所得を伴うものでないことは法令によつて明白である。しかるに現在狩猟者に対して高率の狩猟者税が課せられてゐるのは極めて不合理であるから、狩猟者税を撤廃して手数料および分担金制度を実施せられたいとの請願。

第四五号 昭和二十五年七月十二日受理

土地家屋に対する固定資産税軽減の請願

請願者 東京都目黒区中目黒三ノ一、〇九三 倉方周蔵外五百四十一名

紹介議員 西郷吉之助君

地方税法中土地家屋に対する固定資産税に關しては、社会の事情に即しない不合理な点が多く、土地家屋の所有者に過重なる負担をかけることになるから、課税標準、税率等について軽減の処置を講ぜられたいとの請願。

第四六号 昭和二十五年七月十二日受理

地方税法修正に関する請願(二通)

請願者 東京都目黒区向原町二七九 安藤正文外二百八十二名

紹介議員 西郷吉之助君

今国会に提出された地方税法によると、土地家屋は賃賃価格の九百倍に換価され、企業施設は実価価格をはるかに超えて評価される等中小企業者にとり一般大衆にとつて、非常な重税となり、国民の生活苦は一層はなはしくなるから、法律案の審議に際しては、国民負担の均衡を考慮されて、税率の大幅引下げ等の修正を行われたいとの請願。

第五八号 昭和二十五年七月十二日受理

赤十字事業に対する地方税減免の請願

請願者 東京都港区芝公園第五号地一 日本赤十字社

長 島津忠承

紹介議員 徳川 頼貞君 新谷寅三郎君 鈴木 直人君 波多野林一君 井上なつみ君 島津 忠彦君

わが國の赤十字事業は、戦後國際的にも國內的にもますます重要度を加へてゐるが、現在事業の一端である病院、診療所その他各種の保護事業の経営や最も主要な事業である災害救助等に要する経費は、社員のみよ出金だけでは不足であるので、昭和二十一年以降は赤十字基金によつており、さらに事業拡充のため多額の募金が必要であるが、今回提案される地方税法によれば、赤十字医療機関等も附加価値税その他各種税目の対象とされる由であるが、赤十字事業の公共性と現状とを考慮せられて、同社の事業、行為、土地家屋物件等を非課税とされて、法文に明記するの処置を講ぜられたいとの請願。

第六一號 昭和二十五年七月十二日受理

旅館に対する地方税減免の請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内一ノ一 全国旅館連合会

内 浜田次郎

紹介議員 高田 寛君

旅館は不特定多数の旅客に家庭の延長としての生活基地を提供し、多分に公共的性格をもつ施設と經營を必要とするものであるから、衛生その他の施設に巨額の費用を要し、業務も公共的に經營されねばならずその經營は困難であるから、旅館に対し固定資産税、附加価値税、遊興飲食税等の地方税を減免せられたいとの請願。

第六七号 昭和二十五年七月十三日受理

土地家屋に対する固定資産税軽減の請願

請願者 大阪府北区網走町五〇 堂ビル内近畿不動産協會連合会内 岡崎忠三郎外二名

紹介議員 岡本 愛祐君

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第一二二号 昭和二十五年七月十四日受理

宮城県根白石村、吉田村との郡村界決定に関する請願

請願者 宮城県宮城郡根白石村 長 鷲尾栄吉外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

宮城県宮城郡根白石村大字福岡字岳山十五番山林は、根白石村の最北端に位置し、その北辺は黒川郡吉田村大字に接し、西辺は宮城郡大沢村に接してゐる、しかるに根白石村、大沢村ならびに吉田村の郡村界は北泉岳三角点よりそれぞれ境界となつてゐるにもかかわらず、加美郡中新田宮林署は右北辺の郡村界を越えて同郡村界に沿つて根白石村の带状地帯を黒川郡吉田村大字吉田地内であると主張してゐるが、二本の境界線は存在し得ないのであるから、すみやかに正しい郡村界を決定せられたいとの請願。

第一三八号 昭和二十五年七月十四日受理

トラックに対する自動車税軽減等の請願

請願者 滋賀県大津市神出筒井町二四三ノ二 滋賀県貨物自動車協会の内 田井中 信一

紹介議員 村上 義一君

トラック事業の運賃、料金等は、永い

間低物価政策の犠牲的地位に置かれ、昭和二十二年まで事業補助金の交付によつて運営してきた。しかるに昭和二十三年以降はこの制度も廃止されたため、トラック事業の経営は危機に直面し、加うるに諸税制の改正によりいじむるしい増税となつて、いまや潰滅にひんしているから、本事業の公益性と社会的重要性を考慮されて、(一)営業用トラックに対する標準自動車税率を普通通車一台年額五千円程度とすること、(二)地方税法より自動車税の完納証票に関する條項を削除すること等トラックに対する自動車税軽減のための対策を講ぜられたいとの請願。

第一四八号 昭和二十五年七月十四日受理

地方税法中一部修正に関する請願

請願者 東京都千代田区九ノ内

三ノ四私鉄経営者協会

内 村上義一

紹介議員 植竹 春彦君

今国会に上程中の地方税法案の審議に当り、私鉄事業の特殊性を認められ、同事業に対する固定資産税、住民税、電気ガス税等の免除または軽減ならびに附加価値税の廃止および事業税の課税標準の單一化と税率の低減等地方税法中一部を修正せられたいとの請願。

第一四号 昭和二十五年七月十四日受理

地方税法成立に関する陳情

陳情者 東京都港区芝西久保巴町

三五全国町村会内 白鳥

義三郎

シャウン勧告に基づく改正地方税法案の成立は、地方自治確立上絶対不可欠の

要件である。しかるに前国会において本法案が成立しなかつたため、地方財政は重大な支障を受けているから、本法案のすみやかな成立を図られるとともに、地方財源の欠陥を補てんするため、必要限度まで平衡交付金を増額せられたいとの陳情。

七月二十二日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は七月十二日)

一、地方税法案